

関西大学 法科大学院

自己点検・評価報告書

第4号



関西大学 法科大学院

自己点検・評価報告書

第4号



関西大学大学院法務研究科(法科大学院)

関西大学大学院法務研究科(法科大学院)

関西大学法科大学院自己点検・評価報告書

序 章

法務研究科長

木 下 智 史

関西大学法科大学院は、その設置から9年目を迎えた。

本法科大学院は、平成20年に受審した大学基準協会による認証評価において、不適合との評価を受けた。そこでは、修了必要単位に占める法律基本科目の比重が高く、1年次配当の「自由科目」の設置とあいまって、「学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮」等に欠けるところがあること、一部の科目の履修者数が50名を超え、「法律基本科目における学生数の適切な設定」上問題があること、「成績評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示」に不十分な点があることが指摘された。

本法科大学院は、認証評価結果を受けて、すぐさま改善に着手し、「自由科目」を廃止するとともに、法律基本科目の比重を低くするカリキュラム改革を行った。また、クラス分割によってすべての科目において少人数教育の実施を徹底するとともに、すべての科目についてシラバスにおいて、成績評価の基準を明示することとした。

本法科大学院においては、今回2回目の認証評価を受審するにあたり、前回の誤りを繰り返さないように、早くから研究科内の「自己点検評価委員会」を中心に準備に取りかかった。「自己点検評価委員会」は、各委員の役割分担を定め、作成スケジュールを決定し、各担当委員が作成した原案を委員会として点検・調整のうえ、自己点検・評価報告書案として法務研究科長に提出した。法務研究科長は、報告書案の提出を受けて、平成24年度後半より、執行部の各員の役割分担を定めて、報告書案に記載された問題点の把握と検討を指示し、具体的な報告書の内容の精査を行い、大学の点検・評価推進グループの援助も受けながら、報告書の作成を行った。報告書については、平成25年3月27日の執行部会において、承認された後、同年4月3日の法務研究科教授会において、審議了承を得る予定である。

法科大学院をめぐる環境は厳しいということは常に言われ続けたことであるが、ここ数年は法科大学院の志願者数が激減して、多くの法科大学院が入学定員を満たせない状態となるなど、まさに危機的な段階に入っている。関西大学法科大学院も平成23年度以降、

入学定員を130名から100名に減員したにも関わらず、入学者が定員を大きく割り込む状況が続いている。

法科大学院が直面する厳しい状況を前にして、われわれもカリキュラム、各科目の内容、教育方法などについて様々な改革を行ってきた。そして、現在も、全学規模で、法科大学院再生のための方策の検討が進められている。本報告書は、これまでわれわれが行ってきた諸施策について、いったん立ち止まってその成果と問題点、そして今後の方向性を見つめ直すものとなっている。

各法科大学院が文字どおり生き残りを賭けて競い合うという厳しい状況のもとで、ともすれば、司法試験の合格率という指標だけで法科大学院を評価しがちであるが、実はもっと根本的に問われているのは、それぞれの法科大学院の特質・理念であるように思われる。自己点検評価においても、これからは、それぞれの法科大学院がどのような特色をもち、どのような法曹を生み出そうとしているのかが問われているように思われる。今回の自己点検評価を行う過程で、最終的にわれわれが行き着いた問いも、自分たちの法科大学院の存在理由であった。

関西大学法科大学院は、関西法律学校設立以来の長い法曹養成の伝統のもとに設立された。しかし、法科大学院設立当初は、その伝統の意味を十分吟味することなく、その特色を意識的に打ち出すことが弱かったように思われる。しかし、平準化された法科大学院のモデルに従う限り、法科大学院の序列化を受け入れざるをえなくなってしまう。関西大学法科大学院が危機的状況を乗り越え、関西大学の法曹養成の伝統を継承していくためには、いまいちど、関西大学ならではの法曹のイメージを具体化することが必要であると感じている。

本報告書によって、関西大学法科大学院が司法制度改革の一翼を担うべく法科大学院を真摯に運営し、率直に自己点検を行っている現状を本報告書によってご理解頂くと共に、法科大学院の活性化のためにも、学内外からの忌憚のない建設的意見を期待したい。

平成 25 年 3 月

1 理念・目的及び教育目標

【現状の説明】

1-1 理念・目的及び教育目標の明確な設定については、「関西大学大学院法務研究科(法科大学院)学則」(以下、「学則」という)第2条は、関西大学の法曹養成の伝統と学是(教育理念)である「学の実化」を踏まえ、その設置目的を、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育により、法曹としての基本的資質を培い、職業的倫理観と豊かな人間性を備えた創造力をもつ法曹を養成すること」と定めており、この理念に基づき、教育目標を「理論と実務とのバランスを取る専門性と、優れた人権感覚をもつ人間性、また日々生起する新たな問題に対して適切に対処できる創造性」の3つの特性を兼ね備えた法曹を養成することであると設定している。

3つの特性について敷衍すれば、①プロフェッショナル・ロイヤーとして、理論応用力と実務的処理能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家を養成することであり、②ヒューマニタリアン・ロイヤーとして、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の理念の実現を目指す法律家を養成することであり、③クリエイティブ・ロイヤーとして、複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法律家を養成すること、である(根拠・参考資料:「学則」第2条、「関西大学法科大学院パンフレット 2012年度版」p. 2)。

1-2 理念・目的及び教育目標の、法科大学院制度の目的との合致については、上記の理念・目的及び教育目標は、法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律(以下、「連携法」という)第1条の定める法科大学院制度の目的である「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」との視点からも、法科大学院としてふさわしいものといえる。

1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知については、本法科大学院の教育理念・目的及び教育目標は、法科大学院全体として、教授会における教員間での懇談や春学期・秋学期に行われる公開授業参観等のFD活動等を通じて周知徹底を図っている。また、分野・科目別の担当教員による教材の作成・改訂、授業内容やシラバスの検討、試験問題の作成や採点基準の検討を通じて、相互的に、教育理念・目的及び教育目標とそれぞれの教育内容について確認している。

学生に対しては、新入学生に対するオリエンテーションや各学年のはじめに行われるオリエンテーションにおいて、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を説明し、本法科大学院の目指す法曹像とそのためのカリキュラムについて理解を深めるよう努めている。ま

た、平成 24 年度より開講された「法と社会（法実務と社会）」では、関西大学出身の著名な法曹がオムニバス方式で講義を行い、市民のための法曹を養成してきた関西大学の伝統を、それぞれの実践の紹介を通して、学生たちに伝えている。さらに、元最高裁判事や日弁連元会長に「特別顧問教授」を委嘱し、行事にあたっての講演等を通じて、学生や法科大学院進学希望者に対して、法科大学院設立の理念やあるべき法曹像について語っていただいている。

1-4 理念・目的及び教育目標の社会一般への発信については、対外的には、本学の教育理念・目的及び教育目標を「関西大学法科大学院パンフレット」や本法科大学院のウェブサイト (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/>) に掲載するとともに、各種の進学説明会における説明などを通じて、公開・発信を行っている。また、本学で開催される国際シンポジウムや海外からの司法関係者の訪問を受けた際には、関西大学の法曹養成の伝統と法科大学院設立の理念について解説している。

1-5 教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施については、教育上の問題点の洗い出しと改善策の検討を行い、検討結果を法務研究科長に答申する組織として「教育推進委員会」を設置している。教育目標の達成状況を踏まえた教育目標の検証は同委員会において行われている。同委員会がこれまで行った検討結果は教授会に報告され、必要に応じて教授会の議を経たうえで様々な教育上の改善が行われてきている。同委員会の委員は、公法科目、民事法科目、刑事法科目、実務科目、展開・先端科目（以下、これらの科目をパートという）から選ばれ、各パートの教育の内容・方法などに関する現状が同委員会における検討に適切に反映されることが確保されている。

さらに、「特別顧問教授」、大阪弁護士会会長経験者、関大法曹会幹事長等からなる「法科大学院有識者懇談会」が設置されており、教育目標の達成状況も含めた本法学科大学院の状況を報告し、大所高所からの助言をいただいている。

【点検・評価（長所と問題点）】

1-5 教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施については、本法科大学院の優れた理念・目標を、教育課程においていかに具体化していくかが問題である。この点で、本法科大学院においては、教育理念や目標についての伝達・広報は相当徹底されているものの、それが抽象的な理念・目標にとどまっていた感は否めない。「教育推進委員会」を通じての検証も、司法試験合格率の低下もあって、ともすれば法律知識の教育方法に力点が置かれがちで、本学の法曹養成の理念やあるべき法曹像について体得させる努力を怠りがちであったことは問題として認識している。学生側の問題意識においても、当面の司法試

験合格の比重が大きくなりすぎて、法曹としての生き方まで考えが及ばない傾向がみられる。

【将来への取組み・まとめ】

1-5 教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施について、各法科大学院が生き残りをかけた熾烈な競争下に置かれている現在こそ、各法科大学院がそれぞれの特色を明確に打ち出すことが求められている。関西大学においては、平成 23 年 9 月に、学長のもとに「法科大学院改革推進会議」（座長は、教育推進担当副学長、法科大学院長・同副研究科長・法学部長・同副学部長・関大法曹会幹事長をメンバーとする。）が設置され、本法科大学院が抱える困難な状況を打開するため、法科大学院と法学部、関大法曹会との連携を強化する方策を具体的に検討した。そして、平成 24 年 8 月には、常任理事会のもとに「法科大学院再生会議」が設置されている。同再生会議は、学長を座長として、副学長、法科大学院研究科長、法学部長をはじめとする学内関係者と関大法曹会に所属する法曹関係者から成り、危機的状況にある本法科大学院を再生するため、①教育プログラム、②教員組織の再構成、③付属法律事務所構想の 3 つのパートにおいて、平成 25 年 3 月末をめどにそれぞれ具体的再生策を検討している。①から③までのプロジェクトにおいて検討されている施策は、①においては、法学部における法学教育と法科大学院における法曹養成との関連性を強化すること、②においては、関西大学全体として法曹養成に取り組みことのできる教員組織のあり方を探ること、③においては、法科大学院の学生が現実の法実務に関与する場を提供することであり、いずれも本学の学是、法科大学院の理念・目標を具体化する試みと評価することができる。

2 教育の内容・方法・成果等

2-1 教育課程等

【現状の説明 2-1 教育課程等】

2-1 教育課程の編成については、告示第 53 号に規定されている法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目として、それぞれ以下の科目を開設している（科目横の括弧内の数字は単位数）。

○法律基本科目については、公法系 7 科目、民法系 18 科目、刑事法系 7 科目を開設している。本法科大学院は、学生の段階的かつ系統的な学習を図るため法律基本科目を 1 年次配当の必修科目である法律基本科目 A と 2・3 年次配当の必修科目である法律基本

科目B、及び、選択必修科目で構成される法律基本科目Cに細分している。法律基本科目Aでは、公法、民事法、刑事法の実体法について基礎となる学識を修得させるための講義科目を配置している。法律基本科目Bでは、実体法について、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の少人数演習によって、法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上を目的とした演習科目を配置し、手続法については、春学期で基礎学識を修得させるための講義科目を、秋学期でその具体的問題の解決への適用を目的とした演習科目をそれぞれ配置している。さらに法律基本科目Cでは、これらの法分野についてより進んだ学習をするための科目が提供されている（1年次配当科目の「商法」を除く。これは学部で商法を学習しなかった未修者のための補完科目である）。なお、平成20年度の認証評価において不適合の理由として指摘された自由科目についてはこれを廃止し、法律基本科目として配置し直した。

具体的には、公法系科目については、法律基本科目Aとして「憲法Ⅰ・Ⅱ」（各2）、「行政法総論」（2）の3科目6単位を、法律基本科目Bとして「憲法演習」（2）、「行政救済法」（2）、「行政法演習」（2）の3科目6単位を、法律基本科目Cとして「公法総合演習」（2）の1科目2単位を開設している。

民事法系科目については、法律基本科目Aとして「民法Ⅰ～Ⅵ」（各2）、「会社法」（4）の7科目16単位を、法律基本科目Bとして「民法演習Ⅰ～Ⅲ」（各2）、「会社法演習」（2）、「商法演習」（2）、「民事訴訟法」（4）「民事訴訟法演習」（2）の7科目16単位を、法律基本科目Cとして「商法」（2）、「民事法総合演習」（2）、「会社法発展講義」（2）、「民事訴訟法発展講義」（2）の4科目8単位を開設している。

刑事法科目については、法律基本科目Aとして「刑法Ⅰ・Ⅱ」（各2）の2科目4単位を、法律基本科目Bとして「刑法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2）、「刑事訴訟法」（2）、「刑事訴訟法演習」（2）の4科目8単位を、法律基本科目Cとして「刑事法総合演習」（2）の1科目2単位を開設している。

○法律実務基礎科目については、10科目20単位を開設している。具体的には、必修科目として「法曹倫理」（2）「民事訴訟実務の基礎」（2）、「刑事訴訟実務の基礎」（2）の3科目6単位、及び選択科目として「公法・刑事法LW&D演習」（2）、「民事法LW&D演習」（2）、「刑事模擬裁判」（2）、「民事訴訟実務演習」（2）、「リーガルクリニック」（2）、「エクスターンシップ」（2）、「公法実務演習」（2）の7科目14単位で構成される。

○基礎法学・隣接科目については、「法哲学・法理論」（2）、「法哲学・法理論演習」（2）、「比較法」（2）のほか、新たな法的問題または法と隣接する諸分野に対する幅広い視野

に立った洞察力を育成すべく「法と社会（各テーマ）」（各2）、（平成24年度の開講テーマは、「法実務と社会」「法とメディア」「法と倫理」「法と環境」「少年法」「法システムから見た人間」である）を開設している。

○展開・先端科目については、「知的財産法1・2」（各2）、「知的財産法演習」（2）、「経済法1・2」（各2）、「経済法演習」（2）、「労働法1～3」（各2）、「労働法演習」（2）、「中国ビジネス法講義1～3」（各2）、「中国ビジネス法演習」（2）、「金融法」（2）、「倒産法1・2」（各2）、「国際契約実務論」（2）、「民事執行・民事保全法」（1）、「国際人権・人道法」（2）、「国際公法」（2）、「国際法演習」（2）、「国際私法1・2」（各2）、「国際経済法」（2）、「国際取引法」（2）、「涉外法律実務演習」（2）、「行政統制システム論」（2）、「租税法1・2」（各2）、「環境法1・2」（各2）及び「現代法特殊講義（各テーマ）」（各2）（平成24年度の開講テーマは「交通・労災事故の紛争処理を巡る現代的課題」「知的財産法発展研究」「消費者法」「金融商品取引法」「知的財産訴訟実務」「倒産法実務」「医事法」である）を開設している（以上について、「平成24年度（2012）法科大学院講義要項」冒頭の平成24年度法科大学院授業科目一覧及び「関西大学法科大学院パンフレット 2012年度版」p.7授業科目一覧を参照）。

以上のとおり、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって授業科目をバランスよく開設している。すなわち、法律基本科目群と実務基礎科目群とによって将来の法曹としての実務に必要な学識及び応用能力ならびに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が行われており、また、基礎法学・隣接科目群によって幅広い教養及び豊かな人間性の素養を、展開・先端科目群によって、高度の専門的な法律知識及び国際的な素養を修得させる教育を行っている。

さらに、講義要項（シラバス）において、すべての科目について授業の到達目標を設定し、必要に応じて相互に関連する科目を明記することによって、本法学科大学院の教育課程を体系的に履修させ、知識を確実なものとし、法曹として備えるべき基本的素養の水準に達するように配慮している。

授業科目の内容は、それぞれの科目群にふさわしい適切なものとなっている。そのことは各授業科目のシラバスによって容易に確認することができる。

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設について、本法科大学院は、次のような対応を行っている。

まず、①理論と実務とのバランスをとる専門性については、民事法と刑事法に関して、実体法と手続法とを総合し、研究者教員と実務家教員が連携して演習を行う「民事法総合

演習」と「刑事法総合演習」を法律基本科目の選択必修科目として設置している。

次に、②優れた人権感覚を持つ人間性については、実際の市民生活において生起する法律問題を、相談者と面談し、相談者の抱える問題を親身になって解決するためのいわば臨床実習が必要であり、そのための科目として、「リーガルクリニック」を法律実務基礎科目の選択科目として配置している。「リーガルクリニック」については大阪市内の裁判所近くに位置する大阪府立中之島図書館別館に設けられた「関西大学中之島センター」（ウェブサイトく <http://www.kansai-u.ac.jp/nakanoshima/>）及び同センターのリーフレット参照）で実施している無料法律相談に学生が同席し、実習の形態で教育を行い、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルの試行の場ともなるようにした。また、学生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。このほか、弁護士実務に必要な人間の心理や行動についての理論的・実践的な知識と、司法制度と人間の心理や行動が交差する社会の諸問題についての理解の獲得を目的として、基礎法学・隣接科目に「法と社会（法システムから見た人間）」を開設している。

最後に、③日々生起する新たな問題に適切に対処できる創造性については、展開・先端科目として、WTO協定とそれに関連する通商法を対話形式によって授業を行う「国際経済法」、国際契約の実務を扱う「国際契約実務論」と「渉外法律実務演習」、現代的な法的问题について専門家が講義する「現代法特殊講義（各テーマ）」（平成24年度は、「交通・労災事故の紛争処理を巡る現代的課題」「消費者法」「知的財産訴訟実務」「倒産法実務」「医事法」などが開講されている）を開設し、さらに、基礎法学・隣接科目として、ネット社会における法的问题を対話形式によって授業を行う「法と社会（法とメディア）」を開設している。

さらに、大阪にある本法科大学院としての特長を生かして、アジアとの関係を重視した科目を設置していることも、特筆に値すると考える。具体的には、展開・先端科目に「中国ビジネス法講義1～3」を設置して、契約法、会社法、破産法、訴訟法、労働法など、中国ビジネスの全般にわたる法的问题について講義し、さらに、「中国ビジネス法演習」において、実際の法的紛争例を用いて実務処理能力を養うようにしている。また、法律実務基礎科目の「エクスターンシップ」において、JICA（国際協力機構）のベトナム法整備支援活動を海外エクスターンシップとして行っている。

2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮に関しては、平成20年度の認証評価において「修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数は94 単位中66 単位であり…学生の履修が特定の科目に偏らないための配慮が十分ではない」との指摘を受

けたため、学生の履修が過度に偏らないよう改善を図るため、「学則」を改正して以下のとおりとなった（「学則」別表、関西大学法科大学院パンフレット2012年度版p.6）。

修了要件単位数は100単位で、その内訳は次の通りである。法律基本科目については、1年次配当の法律基本科目Aが26単位、2・3年次配当の法律基本科目Bが30単位で合計56単位であり、これらはすべて必修である。法律基本科目Cは選択必修で、6科目12単位の中から4単位以上を修得することが修了要件である。したがって、修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数は100単位中60単位以上（最大で66単位）である。

法律実務基礎科目は、必修科目6単位と選択科目7科目14単位の中から6単位以上の合計12単位以上の修得が修了要件である。

展開・先端科目については16単位以上の修得が、基礎法学・隣接科目については6単位以上の修得が修了要件である。なお、単位数を合計すると94単位以上となるが、100単位に不足する6単位は、法律基本科目C、法律実務基礎科目の選択科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の中から履修することになる。

2-4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、平成20年度の認証評価において指摘された問題点を改善し、現在は以下のようになっている。

公法、民事法、刑事法の実体法について、法学未修者1年次生に対して、体系的な学識の修得及び基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目Aを設けている。民事訴訟法と刑事訴訟法については、実体法の基礎知識が十分でない1年次に配置することは段階的学習という観点から問題のあること、及び、これらの科目については既修者の学力が必ずしも十分ではないことがこれまでの教育経験から明らかとなったため、配当年次を2年次とする（法律基本科目Bに配置する）改革を行った。なお、問題点として指摘された「民法（家族法1・2）」と「商法（取引法）」を自由科目としていた点については、前者を「民法Ⅵ」を2単位科目にして法律基本科目Aに配置して必修科目とし、後者を「商法」として法律基本科目Cに配置して選択必修科目とする改善を行った。また、「行政法概論」「行政救済法」を選択科目としていた点については、「行政法総論」を法律基本科目Aに、「行政救済法」を法律基本科目Bに配置し、いずれも必修科目とすることで改善を行った。

2年次生及び法学既修者に対しては、公法、民事法、刑事法の実体法について、その知識・理解を段階的に深化させるとともに、特に対話方式の少人数演習科目を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基本科目Bを設置している。なお、民法については、学習範囲が広く段階的学習がより強く求められるこ

とから、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」を2年次の春学期と秋学期に、「民法演習Ⅲ」を3年次にそれぞれ配置している。両訴訟法については、講義科目を2年次の春学期に、演習科目を秋学期に配置して、段階的学習に配慮している。

3年次配当の法律基本科目は、前述した「民法演習Ⅲ」のほか、選択必修科目の法律基本科目Cとして開設している総合演習科目と発展講義科目がある。「公法総合演習」は、行政訴訟の運用について、実務と理論とを総合して実践的に学ぶ科目であり、「民事法総合演習」と「刑事法総合演習」は、実体法と手続法を総合した演習科目であり、実務との架橋を強く意識して、すべての総合演習において実務家教員が参加・担当している。「民事訴訟法発展講義」と「会社法発展講義」は、平成24年度のカリキュラム改正によって授業内容を見直し、より実務を意識した複合的な論点からなる複雑な事案を解決する能力を養うことを目的として、対話形式で行われる授業科目として位置づけ、段階的学習の観点から配当年次を3年次に変更した。

法律実務基礎科目については、民事訴訟における争点整理と事実認定についての基礎的な知識の習得を目的とする講義科目の「民事訴訟実務の基礎」を2年次の必修科目として配置し、「民事訴訟実務演習」を3年次の選択科目として配置して、段階的学習に配慮している。

展開・先端科目については、先端的法分野の専門的知見を段階的・系統的に学習してより深い専門的知見を修得することができるよう、多くの科目で入門科目としての「講義1」を配置して2年次での履修を可能とし、「講義2」及び「演習」を3年次に配当している。

2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないかについては、本法科大学院の各授業科目の内容は、法科大学院制度の理念を尊重し、これに反して、司法試験受験対策に過度に偏重することのないよう配慮して設定されている。具体的には、教授会の教員懇談会や「教育推進委員会」において、司法試験受験対策に偏した授業が認められないことが、折に触れて確認されていること、FD活動の公開授業によって授業内容が定期的に他の教員によってチェックされること、授業内容の詳細はシラバスの授業計画で記述することとなっており、かつ、学生の授業評価アンケートで、授業内容がシラバスの授業計画に即しているかが質問項目となっていること、などをあげることができる。なお、授業において司法試験問題を扱う科目もあるが、短答式問題を知識確認のための小テストとして使用したり、授業で扱う法的問題を議論したりするために、当該問題に関する論点を含んだ論文式問題をあくまでも学習の素材として使用するのであって、いわゆる答案練習や試験問題の解説を目的としたものではない。

なお、シラバスの内容が法科大学院制度の理念に反するようなものとなっているような懸念の生じないよう、執行部がシラバスの内容を点検し、必要に応じて、担当者に改善を求めることもある。

2-6、2-7、2-8 単位及び授業期間の設定に関して、まず、本法科大学院の授業科目の単位数については、授業方法、教育効果及び授業時間外に必要な学習などを考慮して設定されている。具体的には、大学設置基準第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定に則り、週 1 回 15 週 90 分を 2 単位としている。実習科目である「リーガルクリニック」については 1 回の事前説明を行った後、実際に法律相談の実習を行い、その後カルテの作成と講評を行う。この実習とカルテ作成・講評の組み合わせを 7 回（計 14 回）実施することにより、また「エクスターンシップ」はまず 1 回の研修配属前の説明と書類作成を行った後、指導担当弁護士事務所での研修を行い（2 回～13 回）、14 回で実務研修の結果をまとめ報告書を仕上げ提出し、15 回は報告及び意見交換会としている。休講があった場合には、土曜日（授業振替日を除く）または補講期間に必ず補講を行うようしており、このことは厳格に遵守されている。

春学期・秋学期の授業期間は、それぞれ 15 週にわたり、試験期間はそれとは別に 2 週間の期間を設けている。補講期間を合わせると、1 年間の授業期間は概ね 35 週にわたるものとして設定されている。

2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫については、授業内容を常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮することとし、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、法律基本科目（「民法演習Ⅱ・Ⅲ」「民事訴訟法演習」「刑事訴訟法演習」、3 年次配当の「公法総合演習Ⅱ」「刑事法総合演習」「民事法総合演習」（ただし、3 年次配当の 3 科目については、平成 24 年度現在では新学則としては開講していないため、改正前の科目名称を記載した））の授業を一部担当するだけでなく、教材の作成にも参加することによって、実務的論点も加えて法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意している。また、法律実務基礎科目については、前述したように、実務教育の導入部分として、民事の要件事実論を扱う講義科目「民事訴訟実務の基礎」を 2 年次に配当し、理論教育科目である法律基本科目と並行履修させ、早い段階で教育の実をあげられるよう配慮した。「刑事訴訟実務の基礎」については、2 年次の「刑事訴訟法」（講義及び演習）を履修していることが望ましいため 3 年次春学期に配当している。

2-10 法律実務基礎科目については、法律実務基礎科目の必修科目として、「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」（2 年次配当）及び「刑事訴訟実務の基礎」（3 年次配当）の

各2単位3科目を設置している。

2-11 法情報調査及び法文書作成については、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得することを目的とする「公法・刑事法LW&D演習」及び報告メモ、鑑定書、内容証明郵便、訴状、答弁書、準備書面、契約書、和解条項などの法理関係文書の作成を実習して修得することを目的とする「民事法LW&D演習」を各2単位科目として開設している。

なお、コンピュータによる法情報検索について、入学後のオリエンテーション期間中に初歩を教えただけで、授業において判例や判例解説、論文などの検索をさせており、法律文書の作成については、「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「刑事模擬裁判」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」などにおいても、実習と指導が行われている。

2-12 実習科目については、法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目である。「民事訴訟実務演習」「刑事模擬裁判」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」（各2単位）を選択科目として配置している。なお、平成20年度の認証評価において実習科目が1単位しか認められていない問題が指摘されたことを受けて、実習科目の授業内容を見直して「民事訴訟実務演習」と「刑事模擬裁判」に編成し直し、2単位科目とした。また、「リーガルクリニック」についても、1単位では最大3回の法律相談・カルテ指導しか行うことができなかったため、2単位科目として改善を行った。

また**2-13 臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制**については、「リーガルクリニック」においては、1クラス3名以内の学生に対し、1名の専任または非常勤講師が、法律相談及びその検討授業の指導にあたるという体制を組んでいる。担当教員は、現役の弁護士で、素材は、現実に法律紛争や法律上の悩みを抱え、法律相談を希望して本学施設を訪れる市民の生の法律相談事案である。「エクスターンシップ」においては、1法律事務所ごとに1名ずつの学生を派遣する体制をとっている。派遣先は、大阪弁護士会から推薦を受けた法律事務所で、規模や担当弁護士の実績、人柄等について一定程度の保証がなされた法律事務所である。派遣先法律事務所においては、法律相談はもちろん、法廷活動や各種書面の起案などをつぶさに見て、体験して、指導を受けることができるようになっている。「リーガルクリニック」の成績評価は、専任または非常勤講師である担当教員自身が行う。「エクスターンシップ」の成績評価は専任教員が担当し、派遣先法律事務所の弁護士から学生の評価にかかわるデータの提供を受けたうえ、独自に行う。いずれも臨床実務教育にふさわしい内容を有しており、法科大学院の教員のなかに

「エクスターンシップ」と「リーガルクリニック」のとりまとめを担当する教員が配置されており、その運営において明確な責任体制がとられている。

2-14 「リーガルクリニック」や「エクスターンシップ」の実施に関する守秘義務への

対応と適切な指導については、「リーガルクリニック」と「エクスターンシップ」の受講にあたっては、まず、「法曹倫理」の授業を受けていることを条件として守秘義務遵守の重要性をあらかじめ十分に周知させている。さらに、受講の直前に説明会を開催し、諸々の注意点とあわせ、改めて守秘義務の周知徹底をはかる。その際、守秘義務に違反する行為を行わない旨、及び万一これに違反した場合には「学則」等による厳しい処分を受けても異議がない旨の誓約書に署名・押印のうえ提出させている。「リーガルクリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規」を定めて、守秘義務に違反する行為は、「学則」第 51 条に違反する行為で、懲戒処分の対象となる旨を明記している。なお法科大学院生教育研究賠償責任保険へは受講生全員が加入している。

2-15 特色ある取り組みについては、関西大学の教育理念である「学の実化」に基づく理論と実務の調和を重視したカリキュラムをあげることができる。平成 24 年度から開講した「法と社会（法実務と社会）」は、最高裁判事、札幌高裁長官、日弁連会長の経歴をもつ本法科大学院の特別顧問教授と、消費者保護や民事介入暴力等の各分野で顕著な業績を挙げた関西大学出身の弁護士によるリレー講義であり、法実務と現実社会との結びつきを具体的経験に基づいて語っていただくというユニークな試みである。また、前述したように、法律基本科目の一部科目については、実務家教員が授業を担当して教材作成に関与し、法実務と法学教育への架橋を図っている。また、実務家教員が担当する法律実務基礎科目（ただし、「法曹倫理」は研究者教員と実務家教員の分担）について、12 単位以上の修得を修了要件として、必修 3 科目 6 単位に加えて、選択科目の 7 科目 14 単位から 6 単位以上を修得することを要求していることは、実務教育を重視する本法科大学院の特色といえる。

また、展開・先端科目については概ね、入門科目の「講義 1」を 2 年次に、「講義 2」及び「演習」を 3 年次に配置して、段階的学習に配慮していること、中国ビジネス法に関する科目が充実していること、海外エクスターンシップを行っていることも、本法科大学院の特色ある取り組みとしてあげることができる。

なお、課外活動ではあるが、本法科大学院設置以来、島根県大田市、高知県安芸市、兵庫県宍粟市において、実務家教員と法科大学院学生による出張法律相談会を実施してきていることも、市民のための法曹養成をめざす本法科大学院の特色を示すものとして、ここに記しておく。

【点検・評価（長所と問題点） 2－（1）教育課程等】

2－1 教育課程の編成については、本法科大学院は、平成 20 年度の認証評価において不適合との評価を受けたことを厳粛に受け止め、問題点として指摘された事項を改善するため、法務研究科内にカリキュラム検討委員会を設置して検討を行い、教授会での審議を経て、カリキュラムの改正を行った（新カリキュラムは平成 24 年度から実施されている）。これによって、先の認証評価において指摘された問題点はすべて改善されたと考えている。

2－9 法理論教育と法実務教育の架橋については、平成 20 年度の認証評価において「理論と実務の架橋に配慮されている」との評価を受けていたところであるが、今回のカリキュラム改正により、より充実した内容になったものと評価している。

2－10 法律実務基礎科目については、平成 20 年度の認証評価において指摘された問題点の改善を含めて、カリキュラム検討委員会で検討し、教授会の審議を経て、授業内容の見直しと科目の再編を行ったところであり、問題点はないと考える。

2－15 特色ある取組については、先に触れた「法と社会（法実務と社会）」の開講や、中国法関係の科目、そして「リーガルクリニック」等の法実務科目も充実しており、関西大学の伝統と特性を踏まえた教育課程となっているといえる。

【将来への取組み・まとめ 2－（1）教育課程等】

2－1 教育課程の編成については、平成 24 年度から新しいカリキュラムを実施したところであり、その教育効果等について、年度ごとに「FD委員会」、「教育推進委員会」が学生の授業評価アンケート及び修了生からのヒアリングを通じて、過去の授業評価アンケート結果や残留率等と比較することによって、検証を行っていく予定である。

2－9 法理論教育と法実務教育の架橋及び**2－10 法律実務基礎科目**についても、今回のカリキュラム改正で充実・改善が図られたところであり、上記と同様に、その教育効果等の検証を順次行っていく予定である。また**2－15 特色ある取組**についても、特にアジア諸国との国際関係の変化に対応しつつさらなる充実を図っていく。

2－（2）教育方法等

【現状の説明 2－（2）教育方法等】

2－16 課程修了の要件については、課程修了の要件として、標準修業年限を 3 年とし、修了所要単位を 100 単位以上としている。ただし、法学既修者については修業年限を 1 年短縮し、修了所要単位を 74 単位以上としている（「学則」別表）。いずれも法令上の基準

に従っている。なお、平成 20 年度の認証評価において問題点として指摘された自由科目については、前述したように、これを廃止した。

2-17 履修科目登録の上限については、1、2 年次は 36 単位、3 年次は 44 単位を履修科目として登録することができる単位数の上限としており（「学則」別表）、いずれも法令上の基準に従っている。

2-18 他の大学院において修得した単位等の認定については、他の大学院において修得した単位は、本学法務研究科が教育上有益と認めるときは、26 単位を上限として本学法務研究科において修得したものとみなすことができるものとしており（「学則」第 12 条・13 条）、法令上の基準に従っている。

2-19 入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、本学法務研究科が教育上有益と認めるときは、本学法務研究科に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学法務研究科に設置する科目に相当すると認められるときは、26 単位を上限として本学法務研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている（「学則」第 10 条・13 条）。ただし、学生が入学後に他の大学院（外国の大学院またはその通信教育を含む）で修得した単位で本学法務研究科において修得したものとみなす単位数とあわせて 26 単位を超えることはできない（「学則」第 13 条）。

2-20 在学期間の短縮については、2-19 に記載した入学前に修得した単位のみなし認定により、法律基本科目 A の 26 単位すべてが認定される場合、修業年限を 1 年短縮することができる、と定められており（「学則」3 条 2 項・10 条）、法令上の基準に従うものである。ただし、本学法務研究科において前例はない。

2-21 法学既修者の課程修了の要件については、入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第 1 年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる、と定められている（「学則」第 11 条）。法学既修者について、短縮される修業年限は 1 年であり、修得したものとみなされる単位数は法律基本科目 A の 26 単位を上限としており、法令上の基準に従っている。

2-22 履修指導の体制については、入学前指導と入学後のガイダンスを通じて行われてきた。入学予定者の事前指導としては、まず、S 日程入試及び A 日程入試の合格者に対して入学予定者事前指導を実施している。入学前事前指導は、法学未修者に関しては、法科大学院での授業方法や学習の仕方について適切な情報提供の機会になってきたが、法学既修者に関しては、特に国公立の法科大学院の入試日前に参加者が減少して、教育効果を

削ぐ結果となっていたため、平成 24 年度から、真に事前指導としての実があがるように内容を見直すとともに、実施回数を減らした。

具体的には、S 日程合格者については 8 月末に、A 日程合格者については 9 月末に、それぞれ入学までの一般的な学習指導とティーチング・アシスタントの紹介を行った上で、個別面談を行い、各人の勉学状況・学習到達度を確認して、入学までの勉学計画などの学習指導と相談を行っている。さらに、10 月中旬から 4 回（各 60 分程度）、毎週土曜日にゼミ形式の学習指導を行っている（平成 24 年度から回数・時間等を変更）。内容は、法学未修者については、法体系の説明や基本的事項の解説を行う「プレゼミ」と憲法、民法、刑法の模擬授業であり、法学既修者については、憲法、民法、刑法、行政法の模擬演習ゼミである。各回終了後、実務家教員によるミニ講義やアカデミック・アドバイザーとの懇談会などを実施した。入学直前の 3 月頃には、B 日程の合格者も含めて、実務家教員の引率による裁判所見学を実施している（いずれも参加は任意である）。

新入生に対する履修に関するガイダンスは、入学後のオリエンテーション期間中に行い、望ましい科目履修のあり方等について説明を行っている。在学生については、年度始めに先立ち履修指導が行われる。これらのガイダンスにおいて、法律実務基礎科目である「リーガルクリニック」や「エクスターンシップ」についても、当該科目の責任担当者が説明を行い、履修を推奨する指導を行っている。

2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、各教員が授業 1 コマ分の時間（90 分）を授業時間帯のいずれかにオフィスアワーとして設定し、学生からの質問や学習相談に対応している。さらに、多くの教員が電子メールによる質問を受け付けているほか、学生は、大学のインフォメーションシステムの質問箱を通じて教員に質問をして回答を受けることも可能となっている。

学習指導や相談をより効果的に行うため、平成 20 年度から、学生をクラスに分けて（1 年次生は 2 クラス、2・3 年次生は授業のクラス単位）担任教員を配置するクラス担任制をとっている。また、1 年次の必修法律基本科目 A について、成績が 60 点から 65 点である学生は、勉強方法の改善によって基本学力を向上させる必要があるため、採点後に授業担当教員が該当学生と面談し、学習指導と相談を行っている。成績不良者については、クラス担任が個別に該当者を呼び出して学習指導と相談を行っている。なお、クラスに属さない残留者については、執行部が対応している。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、若手弁護士によるアカデミック・アドバイザーが必修の法律基本科目について、法的文書作成能力の養成（3 年次生・修了生）あるい

は正規授業を補完する補習授業（1年次生・2年次生）を目的として行う「特別演習」による学習支援と、大学院博士後期課程在籍の院生と本学法科大学院の修了者で人物・成績ともに優秀な者（司法試験の合格発表後は、司法試験に合格した者）からティーチング・アシスタントを採用し、学生からの質問・相談などに応じる学習支援を行っている。

2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、1・2年次生を対象とする「特別演習」については、補習授業として、教員が作成した教材（過去の定期試験問題やレポート課題など）を使用し、授業内容についても授業担当教員とアカデミック・アドバイザーとが密に連絡を取って行われており、その危険はない。これに対して、3年次生・修了生対象の特別演習は、法的文書作成能力の養成が目的となり、平成20年度の認証評価において、「答案練習会を行う受験指導に偏したものとなるおそれがないとは言えない」と指摘されていたことを受け、法科大学院の教員とアカデミック・アドバイザーとが定期的に懇談して意見交換を行い、特別演習が過度に司法試験の受験対策に偏することのないよう、確保している。

2-26 授業計画等の明示については、冊子体の「法科大学院講義要項」において、当該年度に法科大学院で開講されるすべての講義・演習等について、授業概要・到達目標、授業計画（4単位科目は30回分、2単位科目は15回分、1単位科目は8回分）、成績評価の方法・基準、教科書、参考書、及び担任者からの個別の指示・連絡事項を記載する備考の各項目で明示し、同様の内容をウェブサイト（関西大学シラバスシステム〈<http://jmss3.jm.kansai-u.ac.jp/search/Controller>〉）及びインフォメーションシステム上でも公開している。

2-27 シラバスに従った適切な授業の実施については、学生による授業評価アンケートの質問項目となっており、アンケート結果から、授業がシラバスに従って適切に実施されていることを確認している。なお、アンケート結果は学期ごとに冊子体にまとめられ、ロー・ライブラリーにて公表されている。

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、演習科目では当然のことながら質疑応答を中心とした双方向または多方向の討論（ディベート形式も取り入れた）が行われているが（こうした授業形式に適した馬蹄形の教室も設けている）、講義科目についても、できるだけ質疑応答形式による授業を行うよう心がけている。特に1年次配当の法律基本科目については、2クラス編成をとって質疑応答による授業の効果を高める工夫をしている。また、定期的に教員同士による授業参観を行うことで、授業方法のさらなる改善が行われるよう配慮している。

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重については、受験対策を目的とし

た授業が法科大学院の制度趣旨に反して許されないことは、これまで、教授会後の教員懇談会の場でも度々確認されてきたところであり、全教員が十分に認識している。前述したように、各回の授業内容はシラバスの授業計画に記載しなければならないこと、授業内容がシラバスに即しているかは授業評価アンケートの質問項目であること、FD活動における他の教員による定期的な授業参観が行われていることから、受験対策への偏重は防がれていると考える。

2-30 少人数教育の実施状況については、必修の法律基本科目のうち、講義科目である法律基本科目A及び法律基本科目Bの「民事訴訟法」「刑事訴訟法」は原則として2クラス編成とし、受講生は最大23名（再履修者も含む）であり、演習科目である法律基本科目Bは1学年6クラスとし、いずれのクラスも最大限20名（再履修者も含む）として、適正な学生数で編成されている。法律実務基礎科目の必修科目は、3～4クラス編成とし、履修者数は1クラス最大で21名である。その他の科目については、平成20年度の認証評価において、「履修登録者数が適正学生数（50名）を相当程度大きく上回る」と指摘されたことを受けて、履修登録者数が適正な学生数を越える場合はクラス分割を行うことにより、履修登録者数が50名を超える問題を解消した。

2-31 各法律基本科目における学生数の適切な設定については、学生数の設定状況は次の通りである。平成24年度春学期における1クラスの学生数は、1年次配当の法律基本科目Aのうち新・旧カリキュラム合併2クラスで実施する「憲法I」は14名と22名、新カリキュラム単独1クラスで実施する「刑法I」「民法I・II・III・IV・VI」は、13名、旧カリキュラム単独1クラスで実施する「刑法I（総論）」「民法I（財産取引法総論）」「民法II（財産取引法各論）」は、5名から14名となっている。法律基本科目B及び法律基本科目Cに属する各演習科目は、最大限20名の範囲におさまっている。したがって、法律基本科目の1クラスの学生数は、法令上の標準である50名の範囲内となっている。

2-32 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定のうち、「リーガルクリニック」においては、1クラス3名以内の学生に対して、1名の教員（弁護士資格を有する非常勤講師）がクラス担当となっている。法律相談を行う場合にはもちろん、法律相談の検討を行う授業においても、必ず当該教員が同席して指導するという体制をとっており、各学生に対するきめこまかな教育上の配慮を行い、教育効果をつぶさに見ることができるようになっている。「エクスターンシップ」については、1法律事務所に1名の学生を派遣する体制になっている。担当弁護士の法律実務の処理をつぶさに見たうえで、その指導を受けることができる。また、当該法律事務所に複数の弁護士が所属している場合には、担当弁護士の責任において、他の弁護士の法律実務の処理を見ることができ、多様

な弁護士の実際の処理を見ることができる。

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については、「学則」（「平成24年度（2012）法科大学院要覧」p.37～46）において、開設科目、配当年次、単位数等とともに、修了要件が規定され、入学式後に行われる入学者対象の履修ガイダンスにおいても、カリキュラムの概要と修了要件、成績評価等の説明が行われている。また、各科目の評点は、S：90点以上、A+：89～85点、A：84点～80点、B+：79点～75点、B：74点～70点、C+：69点～65点、C：64点～60点、F：59点以下で、C以上を合格とする。各科目の成績評価の基準・方法については、講義要項において明示されている。

なお、平成20年度の認証評価において「期末試験とそれ以外の『平常点』などの評価要素…のウェイト付けについて簡素な表記が目立ち、全体として、成績評価の基準及び方法が学生に対して十分に明示されていない」旨の指摘がされたことを受け、シラバスにウェイト付けを可能な限り詳細に明示するよう改善した。なお、欠席が平常点の減点項目であることは全教員に共通の認識であるが、具体的に成績においてどのように減点するかは、各教員の判断に任されている。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、各科目の成績評価は、明示された基準及び方法に基づき平常点（講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト等）を考慮しつつ、筆記、論文等の定期試験により総合的に行われている。複数クラス編成が行われている科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設けている。成績評価の客観性を担保するため、採点は学生の氏名を伏して行い、それを事後に名簿と照らし合わせ、平常点を加味して最終的な成績判定を行っており、また、学生からの成績疑義制度も採用している。成績評価の各要素の比率は、定期試験（期末試験）の成績が占める割合を原則として60～70%とすること、科目毎の評点の分布は、80点以上：79点～70点：69点～60点をおよそ2：4：4の比率、F（不合格者）は履修者の2割程度以内とすること（ただし、履修者が少なく、この基準によりがたい場合は、その状況により適宜調整する）について教員間で合意した。この点は、認証評価で、「不合格とする場合は、相対評価により2割程度以内とあらかじめ決めることが適切であるか」との指摘があり、学生の質の変化により、不合格者の上限を2割とすることが実態とあわなくなってきたため、再検討を行い、現在では、2割を超えて不合格者を出すことも認められている。もっとも、各科目の不合格率は学期ごとに教授会において共有され、かつ学生にも開示されるため、科目間で極端な偏りが生じないように努めている。

2-35 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、本法科大学院は再試験の制度は設けていない。

2-36 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、学生が、病気その他やむを得ない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その理由が教授会において正当であると認められた者に対し、追試験を行うこととしており、追試験制度はあらかじめ明示されている。

追試験受験希望者は、その旨の証明書（医師の診断書等）及び「定期試験欠席届」を提出する。ただし、「レポートの提出をもって学期試験に代える科目」及び「平常授業時の試験・成績をもって単位認定する科目」については追試験を行わない。なお、追試験受験者の成績評価基準は、通常の期末試験受験者と同様の成績評価基準により採点することとしている。

2-37 進級制限及び**2-38 進級制限に代わる措置**については、法学未修者1年次生についてのみ進級制限を設け、1年次配当の必修科目（法律基本科目A）26単位中、20単位以上の単位を修得できていない者には進級を認めていない（このカリキュラム改正により、平成20年度の認証評価で「かなり緩やかな進級制限である」と指摘された問題は解消したと考える）。法律基本科目の2科目以上について基礎学力が不足している者は、2年次で展開される演習科目の履修に耐えられないと考えるからである。

2年次から3年次への進級制限は設けていない。2年次配当科目と3年次配当科目との間には、法律基本科目Aと同Bとの間のような、前者を履修して初めて後者の履修が可能となるという密接な関係が存在しないからである。ただし、各科目において厳格な成績評価を実施しているため、一定数の単位を修得できなければ、3年に進級できても修了することは相当に困難である。本法科大学院は厳格な成績評価を行っており、3年次への進級制限を設けなくても安易な修了認定となる危険はなく、むしろ、厳格な成績評価に加えて厳しい進級制限を設けると、学生を単位の取得だけを目的とした学習に追い込む危険があると考える。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施及び**2-40 FD活動の有効性**については、法科大学院の開設後、直ちに、全学のFD委員会とは別に法科大学院独自の「FD委員会」（専任教員5名によって構成。1名以上の実務家教員を含む）を設置し、全学のFD委員会とも連携を図りつつ、公開授業の参観、授業評価アンケートの調査結果資料の作成などのFD活動を行っており、その成果を授業方法の改善等に役立てている。また、「FD委員会」によるFD活動とは別に、民事法系、刑事法系、公法系等の教員間で、教材作成や授業方法の進め方についての打ち合わせ、法学未修者の

学力低下に伴う教育方法のあり方についての1年次配当科目担当者による検討会なども行われており、これらも教育内容と方法改善に役立っている。

公開授業は、年に2回（春学期と秋学期各1回）、公法系、民事系、刑事系、応用・基礎法学・学際分野の4分野からそれぞれ6～7名の科目担当者（担当者は毎回別の者とし、2年程度で一巡するようにしている）を選んで実施している。同じ分野の教員は原則として参加することとし、また、参加者は書面によって意見を述べることにしているが、各公開授業について2名から5、6名程度の参加実績となっている。公開授業に寄せられた意見及びそれに対する授業担当者のコメントは、授業評価アンケートとともに、冊子体にまとめられ、教員間に配布されるとともに、学生にもロー・ライブラリーにおいて公表されている。なお、公開授業か否かにかかわらず、教員の授業参観はいつでも自由である。

「FD委員会」の活動は、上記公開授業の参観のほか、学生による授業評価アンケート、司法研修所の授業傍聴見学のための教員派遣等を行っている。

以上の取り組みに加えて、「教育推進委員会」が、教育改善に関する検討事項及び修了生ティーチング・アシスタント（3-17参照）に対して行った授業方法及び教材に関するアンケートの結果を全教員に配付し、それに対する各パート別の検討結果の提出を要請した。同委員会においてその結果を集約し、教授会での共有を図った。加えて、同委員会が各教員に対して、教材のあり方に関するアンケートを実施し、その結果を集約した。これに基づき、同委員会において具体的方策の検討が始められる予定である。また、修了生ティーチング・アシスタントからの意見を踏まえて、各授業におけるガイダンス的説明の定型化も検討している。

2-41 学生による授業評価の組織的な実施については、履修者10人以上の全科目を対象に（必修の法律基本科目については、履修者の数を問わない）、授業内容（2項目）、教授方法（5項目）、授業による成果（2項目）、受講態度（3項目）、施設・設備・機器（5項目）の計17項目についての5段階評価方式と、授業に関する意見、要望、感想などを自由記述する方式の学生による授業評価アンケートを年に2回（春学期と秋学期各1回）実施している。回収方法は、5段階方式については、回収率を上げるため、授業中に記載して終了時に回収し、自由記述方式は、個人を特定できないように、ワープロで記載して、事務室に提出する方法で回収している。

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、学生アンケートの結果に対して、各教員が「今学期の授業で工夫・留意した事項／今年度の授業の分析等」を叙述したうえ、「今後の対応および改善策等」をまとめた文書を提出することとされており、教育の改善につなげる体制を整えている。公開授業参観者の意見

に対しても、担当教員は必ずコメントを提出することとされている。また、執行部とFD委員会委員は、非常勤及び兼担教員との懇談会を各学期に開催し、意見を聴取し教育内容・方法の改善の一資料としている。

平成19年度から、授業評価アンケートの結果及び授業参観の意見とコメントを学生用ロー・ライブラリーに備え置き、学生の閲覧に供してきたが、平成22年度より冊子体で発行されるようになり、閲覧が容易になり、「FD委員会」や「教育推進委員会」における教育方法の改善のための議論の資料としても活用されている。

2-43 教育方法に関する特色ある取組みについては、これまでも公開授業参観を通じて、お互いの教育方法の工夫を学び合ってきた。また、実務家と研究者教員が共同で授業に関わることを通じて、模擬裁判や模擬和解などのユニークな教育方法も編み出されてきた。これらは本法学科大学院の特色ある取組みといえることができる。

【点検・評価（長所と問題点） 2-（2）教育方法等】

2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、クラス担任制を採用して、学生が気軽に様々な相談ができる体制を作ろうとしてきたが、必ずしも効果的な学修相談・学習支援とはなっていない。オフィスアワーについても、活発に利用されているとは言えない。他方、成績不良者との面談については、その後に単位を取得して修了または、成績をもちなおす例があり、一応の効果がみられる。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、修了生ティーチング・アシスタントの努力もあり、学習相談や学習会などが活発に展開されている。ただ、修了生・司法試験合格者がティーチング・アシスタントを務める期間は限られており、その他の期間は、本学や近隣国立大学の法学研究科博士後期課程に所属する学生がティーチング・アシスタントを務めている。法学研究科学を修了したティーチング・アシスタントのなかにも司法試験合格者はいるが、学生の認知度が低いため学生の活用度が相対的に低く、専門分野に関しても、民事法系専攻のティーチング・アシスタントが常時勤務しているわけではないという問題が未だ解決されていない。アカデミック・アドバイザーによる「特別演習」については、下位年次の学生のほとんどが利用しているが、上位年次になるほど参加者が減少しており、その原因と対策について「教育推進委員会」が検討を進めている。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、適正かつ厳格な成績評価が行われていることは、合格率や修了率の数字から明かである。ただ、成績評価の分布比率に関する当初の合意が実態に合わなくなった結果、成績評価の運

用が担当者にゆだねられることとなり、結果として合格率や成績分布につき科目間でのバラツキが生じてきている。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施、**2-40 F**

D活動の有効性及び**2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**については、現状の説明で述べたように、改善点は見られるものの、「教育内容・方法の改善に役立てる手立てについては、各教員の個人的実践の問題にされてしまっているという、前回の認証評価で指摘された問題が必ずしも解決されているとは言い難い。

【将来への取組み・まとめ 2-(2) 教育方法等】

教育内容に関する問題点については教育推進委員会において、教育方法及び教員の資質向上に関しては、「FD委員会」において、上記の不十分な点については具体的な対応策を検討している。これら委員会での検討結果を踏まえ、教授会での議論も積み重ねて、具体的な改善策を確定して、実施していく予定である。また、個々の教員の先進的な取り組みや教育実践について、相互の情報共有をより意識的に進めていくことが教授会において確認された。

2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援及び**2-24 アカデミック**

ク・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、オフィスアワーの回数を現行の週1回から2回に増やし、かつ1回は必ず18時以降に設定するなど、学生の利便性を高めること、及びクラス担任制と連動させたアカデミック・アドバイザーによる「メンター制」を導入（5-6参照）して相談体制の充実を図ることを決定している。また、ティーチング・アシスタントを配置するうえでの専門分野の充実については、予算の効果的な運用方法も含めて引き続き執行部で検討する。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、成績評価をどのように行うかは困難な問題であり、教授会でもかなり時間をとって議論したが、いまだに明確な合意には至っておらず、今後さらに執行部及び「教育推進委員会」において、今年度中に結論を出せるよう検討をすすめていく。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施、**2-40 F**

D活動の有効性及び**2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**については、教育内容・方法の改善に役立てる手立てについて法学科大学院全体で組織的に検討するために、「FD委員会」と「教育推進委員会」が連携する体制をとる。さらに、「法学科大学院再生会議」のもとにおかれたプロジェクトにおいても、「法曹養成

教育推進会議（仮称）」の設置が検討されており、これが設置された際には、法科大学院全教員に加えて、法学部執行部もこれに参画することとされており、効果的な教育実践を目指すこととしている。

2－(3) 成果等

【現状の説明 2－(3) 成果等】

2－44 教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、シラバスには授業の到達目標を記載することになっており、この目標の達成度の測定・評価は、小テスト、レポート、定期試験を通じて、各授業担当教員が個々に行っているが、その測定・評価方法について本法科大学院としての統一した取り決めを設定するには至っていない。

なお、法律基本科目については、授業内容が「共通的な到達目標モデル(第2次案修正案)」と同等か、それ以上の水準となることを確保すべきであることにつき、教授会や「教育推進委員会」において確認している。

2－45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況について、司法試験の合格状況について、本法科大学院は、毎年、司法試験の合格発表があつてから、当該年度の受験者数及び合格者数についてのデータをまとめ、教授会において報告している。また、合格者からの詳細なアンケートを実施し、法科大学院における教育のあり方を省察する手段としている。標準修業年限修了者数及び修了率についても、修了査定教授会において示されている。ただ、これらのデータについて、個別の教員から意見が出されることはあつたが、法科大学院全体として分析を行つてこなかった。司法試験の合格者数・合格率が低迷していることは、本学の教育目標が達成されているとは言い難く、教授会としてこの状況を真摯に受け止め、改善の必要性を認識していたところである。

そこで、平成24年度において、「教育推進委員会」が、司法試験の合格状況が芳しくないことの分析を行つて、2－39で述べたとおり、授業内容や教材・レポート課題の在り方などについて改善策を提案している。

2－46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握については、主に「就職支援委員会」が、公務員試験や民間企業も含めた就職支援を行うとともに、各人の進路に関する情報の把握に努めている。修了生の動向を把握することには困難が伴い、常に情報を共有できる体制が必要であると認識している。

2－47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表については、本法科大学院のウェブサイト「進路・就職支援」のページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/lis/>)

career/index.html) を設け、司法試験の合格者数や法律事務所などへの就職者数を公表するとともに、「法曹以外の志望者に向けた就職支援」の項を設けて裁判所書記官や企業の法務部に就職した修了生の声を掲載している。これらはパンフレットにも記載し、入学志願者などに配布している。

2-48 教育成果に関する特色ある取組みについては、まずは本法科大学院が掲げる理念・目的を体現した法曹を要請することに注力しており、特色ある取り組みとして特筆すべきことはない。

【点検・評価（長所と問題点） 2-（3）成果等】

2-44 教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、「教育効果を測定する制度的仕組みが存在しない」という問題が改善されずに残っている。

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況については、「教育推進委員会」が授業内容や教材・レポート課題の在り方などについて改善策を提案しているが、改善に向けての取り組みは端緒にすぎたばかりである。

2-46 修了生の進路の把握については、「就職支援委員会」が在学生のみならず修了生も対象にした進路説明会を行うなど、活発な就職支援活動を行っているが、進路を把握できた修了生は一部に限られている。

【将来への取組み・まとめ 2-（3）成果等】

2-44 教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、「FD委員会」が、学生アンケートの質問項目の見直しや教育方法の改善への結びつきなどを含め、法学科大学院全体の組織的な教育効果を測定する仕組みの構築について、平成 25 年度中に検討して、執行部に報告を出すことが予定されている。

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況については、教育推進委員会により提案された改善策を踏まえて、執行部がその実現の方途を具体的に策定し、教授会の議を経て、平成 25 年度の早期にこれを実施する。

2-46 修了生の進路の把握については、「法科大学院再生会議」のもとにおかれたプロジェクトにおいても、全学共通組織のキャリアセンターに「大学院生就業サポート(仮称)」の専用窓口を設け、司法試験合格者及び本学法学科大学院の修了（見込）者を対象に、法学科大学院で培った高度な知識を活用できる就業をサポートすることが検討されている。

3 教員組織

【現状の説明】

3-1 専任教員数に関する法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 名につき専任教員 1 名）の遵守については、本法科大学院において授業を担当することができる教員は、「学則」第 20 条により、専門職大学院設置基準第 4 条及び第 5 条、告示第 53 号に規定する資格に該当する本学の教員（教授及び准教授）である。本学の教員は、専任教員と、所属組織、職務及び期間を限定して任用する教員（教授または准教授）である特別任用教員（以下、特任教員という）の 2 種類で構成される。本法科大学院に所属する特任教員は、専門職大学院設置基準に定める専任教員に算入できる教員である（「特別任用教育職員規程施行細則（法務研究科）」第 2 条）。

告示第 53 号第 1 条第 1 項により算出され、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数は 20 名であるところ、平成 24 年 5 月 1 日現在、専任教員数は 30 名（研究者教員 20 名；実務家教員 6 名；みなし専任教員 4 名）であり、法令上の基準は遵守されている。

3-2 1 専攻に限った専任教員としての取り扱いについては、告示第 53 号第 1 条第 2 項にしたがい、すべての専任教員は、法務研究科 1 専攻に限り専任教員として取り扱われている。

3-3 法令上必要とされる専任教員数における教授の数（専任教員数の半数以上）については、現在の専任教員 30 名のうち 26 名（うち、2 名はみなし専任教員）が教授であり、基準を満たしている。

3-4 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、専任教員は、「関西大学教育職員選考規程（就）」及び「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」によって任用されており、基礎データが示すとおり、専任教員については、専攻分野について研究上の優れた業績をもつ研究者教員と、豊かな実務経験をもつ実務家教員を配置している。

3-5 法令上必要とされる専任教員における実務家教員の数については、告示第 53 号第 2 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項により、専任教員のおおむね 2 割以上は、おおむね 5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者でなければならないが、専任教員 30 名のうち 10 名が、5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。

3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置及び**3-7 法律基本科**

目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置については、次のようになっている。

まず、本法科大学院における法律基本科目について必要とされる専任教員数は、次のとおりである。

憲法 2 名；行政法 2 名；民法 2 名；商法 1 名；民事訴訟法 1 名；刑法 1 名；刑事訴訟法 1 名

これに対して、平成 24 年 5 月 1 日現在の専任教員の配置は、憲法 2 名、行政法 2 名、民法 7 名、商法 3 名、民事訴訟法 1 名、刑法 2 名、刑事訴訟法 3 名であり、法律基本科目については、「民法Ⅵ」を除き、専任教員が担当している。基礎法学・隣接科目については、法哲学の専任教員を配置し、展開・先端科目については、知的財産法・経済法・労働法・倒産法・租税法・国際取引法について各 1 名の専任教員を配置し、配当科目の 20%以上を専任教員が担当しており、適切である。

3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、法律実務基礎科目については、すべての科目について実務経験がある教員が配置されている。特に主要な科目である「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」「刑事実務の基礎」「刑事模擬裁判」「刑事実務特殊講義」「民事紛争実務論」については、専任教員 6 名（元裁判官 3 名、弁護士 3 名）及び派遣検察官 1 名、派遣裁判官 1 名が担当している。

3-9 専任教員の年齢構成については、専任教員の年齢分布（平成 24 年 5 月 1 日現在）は次の通りである。

31 歳から 40 歳	4 名	41 歳から 45 歳	1 名
46 歳から 50 歳	3 名	51 歳から 55 歳	6 名
56 歳から 60 歳	6 名	61 歳から 65 歳	7 名
66 歳から 70 歳	3 名		

平均年齢は、55.0 歳である（平成 24 年 5 月 1 日現在）。

3-10 専任教員の男女構成比率の配慮については、専任教員 30 名のうち女性の教員は 3 名（10.0%）であり、男女構成比率については特に配慮を行っていない。

3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、実務家教員については定年退職等の異動があるときには、その出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立している。研究者教員については、他大学より適切な人材を招聘するよう努めている。

3-12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程及び、**3-13 教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用**については、従来は、「関西大学教育職員選考規程（就）」のみに拠って任用等が行われていたが、審査委員会等の手続規定を欠い

ていたため、平成 23 年に「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」を制定し、手続の整備及び明確化を行い、それ以降は新たな手続に基づいて実施されている。

3-14 専任教員の授業担当時間の適切性については、本学における専任教員の責任授業時間数は、8.0 授業時間（特任教員は 4.0 授業時間）とされている。平成 24 年度における専任教員の平均授業担当時間は 9.1 授業時間となっている（1 授業時間は 45 分）。最も時間数が多い専任教員は 13.5 授業時間、最も少ない専任教員は 6.0 授業時間（秋学期在外研究者）を担当している。

なお、担当授業時間のうち、大学院における担当授業時間は、規定により 1 時間を 1 時間 30 分として取り扱うこととなっている。

3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障については、「関西大学在外研究員等規程」、「関西大学在外研究員等規程施行細則」、「関西大学国内研究員規程」、「国内研究員研究費支給内規」及び「関西大学研修員規程」並びに「研修員研修費支給内規」にしたがって、研究専念期間等の制度が保障されている。本法科大学院教員にもこれらの規程等が適用される。

3-16 専任教員への個人研究費の適切な配分については、専任教員に対しては平等に年額 510,000 円、特任教員に対しては平等に年額 250,000 円の個人研究費が配分されている。その取扱いは「関西大学個人研究費取扱規程」にしたがうものとされている。

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、研究に関しては、全学組織として研究推進部が設置されている。教育活動を支援する体制として、ティーチング・アシスタント制度が採用されている。

常時数名のティーチング・アシスタントが T A 執務室に勤務し、学生からの質問への回答、レポート作成指導などを行っている。執務時間は T A 執務室の入口に掲示して事前に公表している。

ティーチング・アシスタントは、大学院後期博士課程在籍学生に加え、本法科大学院の修了者で、司法試験の合格発表までの間は特に成績優秀な者を、司法試験合格発表後は司法試験合格者を採用している。ティーチング・アシスタントの任用に際しては、履歴書を執行部会で確認している。

さらに、アカデミック・アドバイザーとして若手の弁護士（弁護士になって数年以内）26 名（平成 24 年度現在）が、2-18 で述べた「特別演習」の担当者として任用されている。

3-18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、全学共

通の制度として、教育業績及び研究業績に関しては、「学術情報システム」で公開している。(http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/scholars_result.jsp) このシステムが本学における教育・研究活動と社会との窓口としての役割をもち、それによる評価を社会的に受けることで、本学における教育・研究の質の維持・向上に寄与している。

さらに、本法科大学院のFD活動として授業評価アンケートと公開授業が行われている。授業評価アンケートについては、学生も「インフォメーションシステム」で結果を知ることができ、平成22年度秋学期より「関西大学法科大学院FD活動報告書」を学期ごとに発行し、教員・学生がより閲覧しやすい状態にしている。アンケート結果については、担当教員の側から「今学期の授業で工夫・留意した事項／今年度の授業の分析等」と「今後の対応および改善策等」についてのコメントを付すこととされており、フィードバック体制を整えている。公開授業については、専任教員については2年に1度のローテーションで実施し、必修科目を担当する兼任教員・非常勤講師については、学期ごとに数名ずつ公開授業を実施することとしている。また参加者は、授業担当者に意見を提出し、授業担当者のそれに対するコメントが「FD活動報告書」に記載されている。

3-19 教員組織についての特色ある取組みについては、パート毎に、教材の作成・改訂、授業の内容・方法・シラバスの検討、試験問題の作成や採点基準の検討などを行うために定期的にパート会議を開いている。例えば、2-39及び2-40で述べたとおり、「教育推進委員会」が各パートに教育内容・方法などについて検討を要請した際には、パート会議において検討・改善が進められている。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、設立当初は、法科大学院を修了した司法試験合格者のうち優秀な者を助手(助教)として採用し、既存の法学研究科博士後期課程に入学させて後継教員の養成をはかる構想も非公式には存在したが、これまで実現できていない。

実務家教員の補充についてはその出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立しているが、研究者教員の補充については、今後とも他大学との間で優秀な人材の確保を巡って競争が行われ、困難が予想される。

3-14 専任教員の授業担当時間の適切性については、専任教員全体の平均授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内に収まっていると評価される。なお、10.0時間を超える授業を担当する教員は、法科大学院の担当科目のほかに、法学部及び大学院法学研究科における関連科目の授業を担当している点で、他の専任教員と異なる特殊

なケースである。

3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障については、大学の定めたルールの下に実施されているが、法科大学院内では代替教員の手当てが困難な場合もあり、法学部教員による支援を受けることもある。

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、次のような点が指摘できる。ティーチング・アシスタントは法科大学院学生と年齢が比較的近いことから、学生にとっては利用しやすい存在となっている。しかし、現段階では、基本六法科目のうち、一部の科目についてティーチング・アシスタントを配置するには至っていないし、それぞれの執務時間にも多寡がある。また、全教員が積極的にティーチング・アシスタントを利用できる状態にはなっていない。

3-19 教員組織についての特色ある取組みについては、3-11にも関連して、教員の後継養成及び補充を安定的に実現していくためには、特に法学部及び法学研究科との連携が求められるところであり、「法学部との定例協議会」でも検討事項とされたところでもあるが、現時点においては、そのための仕組み・制度が整備されていないという問題を抱えている。

【将来への取組み・まとめ】

3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、後継者養成は、本法科大学院を修了し、司法試験に合格した者の中から、既存の法学研究科博士後期課程に入学し、研究者を志望する者もわずかながら現れてきており、研究者養成について既存の法学研究科との連携をいかにして図るのか、「法学部との定例協議会」において、法学部執行部と共同で検討する時期がきている。

専任教員の補充については、教授会で検討した中・長期的な教員配置のあり方を踏まえて、対策を講ずる必要がある。また、この教授会での検討結果は「法科大学院再生会議」でも披瀝され、同会議のもとに設置されたプロジェクトにおいても、教員人事に関する諸事項について法科大学院教授会及び関係学部教授会に原案を提示する組織として、「調整会議（仮称）」が設置されることが検討されている。

3-14 専任教員の授業担当時間の適切性及び**3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障**については、法学部の教員構成や兼任教員の手配とも関係することから、法学部との調整を密にする必要があり、従来、定期的開催している「法学部との定例協議会」においても、引き続き協議することとする。

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、基本六法科目のう

ち一部の科目についてティーチング・アシスタントを配置するには至っていないことが問題であるが、既存の法学研究科から人材を求めることも困難になっており、従来は公募による採用は行ってこなかったが、執行部において早急に対応すべく、広く公募も含めて採用方法を模索しなければならない。

3-19 教員組織についての特色ある取組みについては、先に掲げた問題点を解決するために、現在、「法科大学院再生会議」のもとに設置されたプロジェクトにおいて、「調整会議（仮称）」を設置して検討されることが予定されている。

4 学生の受け入れ

【現状の説明】

4-1 学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表については、次のとおりである。

法科大学院制度の趣旨ならびに本法科大学院の理念、目的及び教育目標をふまえて、本法科大学院は、次の3項目を学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）としている。①豊かな市民感覚と適格な人権感覚を備えた市民派の草の根的法曹を養成するため、社会的な活動経験や実務経験を考慮する。②国際感覚豊かで、世界に雄飛する国際派法曹を養成するため、秀でた語学的素養を考慮する。③複雑化する現代社会をリードする多彩な専門的知識を併せ持つ法曹を養成するため、すでに持っている医師、公認会計士、弁理士、司法書士などの資格を考慮する。選抜方法及び選抜手続きは、4-2に示すとおり、適性試験成績を含む事前の書類審査及び試験当日の筆記考査・面接を対象者ごとに適切に課して、入学者の適性を適確かつ客観的に評価できるように設定している。

以上については、学生募集要項はもちろんウェブサイト (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/about/idea.html>) で事前に入志願者をはじめ広く社会に公表されており、各種入試説明会でも周知徹底されている。

4-2 学生の適確かつ客観的な受け入れについては、次のとおりである。

本研究科においては、入学試験をS日程、A日程、B日程の3回実施している。

○S日程は、法学既修者のみについて、学部卒業見込で成績優秀者を対象として書類審査及び筆記試験、面接試験を行って選考している。

○A日程及びB日程は、法学未修者については、書類審査（適性試験の成績、学業成績、志望理由、語学能力・資格）及び小論文試験を行って選考している。小論文試験では、読解能力及び文書作成能力を評価する問題として法律知識を問う問題は課していない。

い。なお、A日程の「実務経験者特別入学試験」においては、書類審査で上記項目に加えて実務経験も評価する。

法学既修者については、書類審査及び法律科目試験によって選考している。

○B日程の「法学既修者認定試験」は、A日程における法学未修者コース合格者を対象として、法律試験科目を課して既修者認定を行うものである。

書類審査は、1通の書類を2名の試験委員で審査することによって、客観性・公平性を確保している。志望理由書は、法曹を志す理由が論理的に展開できているかという観点からこれを審査し、志願者が申告した評価項目は、各種資格や語学能力などを取得の難易度をもとにあらかじめ点数化して、これを評価する。S日程の面接試験では、2名の試験委員によって、学部での勉強状況等に関する質疑応答を通じて、コミュニケーション能力や理解力、表現力を総合的に評価することとしている。

筆記試験について、未修者コースの長文読解・小論文試験は、長文の内容把握能力、推論能力、論理的展開能力、意見表明能力等を問う。答案の採点は、あらかじめ採点者全員で討議して定めた採点基準に従って、1通を2名1組で採点し、客観的かつ公平な評価を行っている。さらに採点者の組ごとに不公平が生じないように、得点分布を調整することとしている。その際にも、採点者間で討議を行っている。既修者コースの法律科目試験は、未修コース1年次を履修したものとみなしうる学力の有無を判定する試験に相応しい難易度の問題を、各科目複数の専門教員の討議によって作成している。答案の採点は、複数の採点者で行う。1通を1人の採点者が採点するが、あらかじめ採点者間の討議で決定した採点基準に従って行うので、客観性・公平性は確保されている。さらに、採点者間の不公平が生じないように、得点分布が同じになるように得点調整も行う。その際にも採点者間で討議を行っている。以上のような体制により、平成20年度の認証評価において指摘された、公平性・客観性の観点についての工夫は確保できていると考える。

なお、本法科大学院の教育に支障が生じることがないように、基準抵触点を設けている。この点は、学生募集要項において、あらかじめ志願者に告知している。

4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、前記受験資格をみたす者を平等に扱い、機会の公正を厳正に確保している。

4-4 入学者選抜における競争性の確保については、入試の平均競争倍率（受験者数/合格者数）が、平成22年度では、1.7倍であったのが、平成23年度では、2.0倍に、さらに平成24年度では、2.1倍に達し、2倍を維持し、入学者の質の確保に努めている。

4-5 入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施については、入学者選抜試験に関する業務を行う委員会を設けていないが、入試主任及び大学院入試グループ

が実施体制案を作成し、執行部会での検証を踏まえて教授会に諮り承認を得て、各教員と事務組織の協力体制を築いている。

4-6 各々の選抜方法の適切な位置づけと関係については、S日程は、学部卒業見込で成績優秀者を対象としていることから、法学既修者コースのみについて、出願資格に一定の取得単位数とGPAを課しており、法曹へのモチベーションを早期に高めさせることを意図して8月上旬に選抜試験を実施している。A日程は、社会人等も含めたあらゆる階層を対象として法学既修者コース及び法学未修者コースについて9月上旬に選抜試験を実施している。B日程は、1月下旬に選抜試験を行うことにより、A日程以降に学力向上を果たした受験生に対し広く門戸を開くために法学既修者コース及び法学未修者コースについて実施している。また、A日程の法学未修者コース合格者に対して、「既修者認定試験」を行うことにより、本研究科が行う入学前指導により、学力向上を促している。

法学未修者コースについては、本法科大学院の1年次の教育を受けるに相応しい思考力を試す試験を行い、法学既修者コースについては、本法科大学院の2年次の教育を受けるに相応しい法的知識と法学的素養を試す試験を行い、各コースの趣旨に即した試験を行っている。本法科大学院では、コースの併願を認めているが、審査はコースごとに行っており、一方の結果を他方の結果の審査の際に考慮するようなことは一切行っていない。したがって、各コースの選抜方法の位置づけと関係は適切であるといえよう。

4-7 公平な入学者選抜については、自校推薦や団体推薦等による推薦枠を設けるなどの公平性を欠く入学者選抜は一切行っていない。

4-8 適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価等については、法科大学院全国統一適性試験の結果を適切に考慮して、入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行っている。また、適性試験の成績が同試験総受験者の下位から15%未満の者は不合格とし、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていない。

4-9 法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表については、法学既修者コースの選抜試験においては、憲法、行政法、民法、商法、刑法の筆記試験を課しており、これは、1年次配当の法律基本科目群の必修科目に該当するものである。

各科目とも問題はすべて論述式であり、法的な文書作成能力を評価している。合格者は、5科目の合計点と書類審査との総合判定により決定している。また、それぞれの試験科目について配点の20%未満の得点を最低基準点として設定し、その基準点に抵触する科目が1科目でもある場合には、合計得点に関係なく不合格としている。なお、平成20年度の認証評価において問題点として指摘された、刑事訴訟法・商法・民事訴訟法のうち、2科目を日弁連法務研究財団の「法学既修者試験」の当該科目の成績をもって代えることがで

きるとしている措置については、これを廃止した。

「学則」第 11 条（法学既修者の入学時における単位認定）は、入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第 1 年次配当の必修科目を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす旨を定めている。上記の法律科目試験に合格したものは 1 年次に配当されている法律基本科目のうち必修科目 26 単位を履修したものとみなす扱いであり、在学期間が 1 年間短縮されることになる。ただし、かかるみなし修得単位数は、「学則」第 13 条において、入学前の既修得単位等の認定及び他の大学院における修得単位の認定と合わせて 26 単位を上限とすることが定められており、法令基準を満たしている。

4-10 学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立については、執行部の構成員である入試主任が、入試事務局の「大学院入試グループ」と協力して、歩留まり状況も踏まえ、入学者選抜制度について随時協議・検討を行い、執行部会に提議し、教授会において決定している。事務組織のサポートを受けることにより、平成 20 年度の認証評価において指摘された「学生の受け入れのあり方に関する改善・向上に裨益する基礎情報や手がかりをえる」ためのシステムとして機能しているといえる。

4-11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮及び**4-12 法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が 2 割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表**については、法学未修者を対象に、実務経験者特別入試を導入している。さらに、A 日程・B 日程入試においては、特別評価項目として、学業成績、語学能力、資格能力等を掲げて、これらを一定程度評価し、法学以外の課程を履修した者または多様な知識または経験を有する者が入学しやすいように工夫している。その結果、平成 24 年度では、6 名の社会人と 4 名の非法学部出身者が入学している。

平成 20 年度の認証評価において、「社会人」「実務等の経験を有する者」の定義は、その範囲が広すぎ、再検討が望まれるとの指摘があったが、雇用形態の多様化に伴い、社会人等の定義を厳格に定めることはかえって、多様な素養を備えた法曹志望者の出願の機会を奪うこととなると考えたため、現行の取り扱いを継続している。

なお、入学選抜の実施状況については、法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合にかかわらず、ウェブサイト（法科大学院入試結果概要<<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/admission/result/index.html>>）において公表している。

4-13 入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については、学生募集要項において、身体の機能に障がいのある人は、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学

習に際して特別な配慮をし、措置をとる必要とその用意があるので、出願に先立って大学院入試グループと相談するように記載されている。設備面では、本学が従来から身体障がい者等に対する配慮を重視してきたことから、例えば車椅子を利用する場合でも、受験の際のスペースの確保、建物間の移動を容易にするための段差の解消などの配慮をしている。

4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理については、過去3カ年度の入学者数及び平成24年5月1日現在の在籍学生数は次の通りである。

入学者数

入学定員	平成22年度	平成23年度	平成24年度
100名	101名	54名	40名

在籍者数（平成24年5月1日現在）

学年	区分	人数	合計
1年	未修者	13名	13名
	既修者	27名	
2年	未修者	17名	44名
	既修者	27名	
3年	未修者	81名（含残留者名）	127名
	既修者	46名（含残留者名）	
全学年合計			184名

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、競争倍率の低下を受けて、平成23年度に、入学定員を130名から100名に削減した。また、これに先立ち、平成22年度の入試においては、入学者を100名とすることを念頭に置いた入試査定を行った。一方で、学生募集活動を強化するため、S日程を新設し、進学説明会の充実を図るなど入学生の確保に努めている。

4-16 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等については、クラス担任制を導入し、学生の学習・生活上の不安等に対応し、助言や情報の提供を行い、成績不良者については、個別に面談し指導している。そのための基礎資料として、教授会において全学生の

成績状況の資料を全教員に配付している。

休学または退学の相談には執行部教員または学事局専門職大学院事務グループが分担して対応し、その理由を書面により提出させ、教授会において、その理由を説明のうえ審議している。

なお、休学希望者で、将来復学し就学を希望する者については、休学期間中においても自習室等の利用を認め、復学に備えた学習の準備を支援している。

さらに、休学者に対しては、休学期間が終了するまでの間に、書面により復学の意思確認を行っている。

4-17 学生の受け入れを達成するための特色ある取組みについては、法曹養成制度の理念のひとつである多様な人材が法科大学院を志願するための環境整備の一環として、働きながら学ぶことができることを目的として、法学未修者コース合格者を対象に「長期履修学生制度」を設けている。この制度では、1年次配当科目を2年間かけて履修することを認め、学費については3年間の授業料と同額を4年間で納入する仕組みとしている。

また、法学未修者コース合格者が本法科大学院への入学までの間の学習意欲を継続及び向上させる方策として、入学前指導への参加を前提とした「法学既修者認定試験」を実施している。

【点検・評価（長所と問題点）】

4-8 適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価等について、入試査定においては、適性試験の成績が同試験総受験者の下位から15%未満の者は不合格としているが、学生募集要項にはその点を明記していないという問題があった。

4-13 入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については、本学入学試験を受験して合格した身体障がい者が在籍しており、かつ、授業や試験、施設の利用に関して、何らの苦情も相談も受けていない現状は高く評価できると思われる。

4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理及び

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、結果として、入学者数は2年連続で入学定員を割り込んでおり、本法科大学院はもとより、本学全体の問題として深刻に捉えている。現在、常任理事会のもとに設置された「法科大学院再生会議」にて、改善策に関する検討が進められている。

【将来への取組み・まとめ】

4-8 適性試験の結果を考慮した入学者の適正の適確かつ客観的な評価等について、

入試査定において、適性試験の成績が受験者の下位 15%未満の者は不合格としている実状に鑑みて、「2013 年度関西大学法科大学院学生募集要項」においては、これに該当する者は出願を認めない旨を明記することとした。

4-13 入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については、入学後の対応も視野に入れ、本学に在籍する身体障がい者からヒアリングをする等して、よりきめ細やかな配慮が可能になるよう、大学全体の組織として設置された「障がいのある学生に対する修学支援チーム」との連携を図る必要がある。

4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理及び

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、「法科大学院再生会議」の議論を踏まえて、平成 26 年から学則定員を見直し、現行の 100 名から 40 名に削減することを教授会で決定した。

5 学生生活への支援

【現状の説明】

5-1 学生の心身の健康の保持については、学生の心身の健康の保持のために、大学の保健管理センターにおいて、健康診断ならびに診療をするほか、心身の健康についての相談を受け付けている。また、精神の健康維持・増進を図ることを目的として、保健管理センターに心理相談室が設置されており、カウンセリング等の心理療法が可能な体制も整えられている。その他、学生が心身の健康面について相談したい場合、本法科大学院のクラス担任や執行部の教員をはじめ教職員のいずれにも相談できるが、学生センターに設けられている学生相談室の利用も可能である。

5-2 各種ハラスメントへの対応については、ハラスメントに関する全学的な相談体制として、教職員の相談員約 20 名と学外の専門家 2 名からなる相談窓口を設けており、電子メールと電話のいずれの方法によっても相談が可能な体制を整えている。また、学生センターに設けられているハラスメント相談室ならびに学生相談室の利用も可能である。大学全体として各種ハラスメントに対応すべく、平成 21 年度に「関西大学ハラスメント防止に関する規程」を、平成 22 年度に「関西大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、各種ハラスメントを防止するための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めている。学生には、掲示や大学のウェブサイトを通じて相談窓口・方法とともにハラスメント防止の重要性を周知しており (<http://www.kansai-u.ac.jp/gakusei/conference/window/harassment/index.html>)、法

科大学院では、毎年、新入生に対するオリエンテーションの機会にこれらの事項に関する説明会を開催している。

なお、平成20年度の認証評価によって指摘された相談体制整備の観点からは、以上のように全学的に規程を整備し、教職員の相談員と学外の専門家からなる相談窓口を設けられたことにより、改善されたと考える。

(根拠・参考資料：関西大学ハラスメント防止に関する規程、関西大学ハラスメント防止ガイドライン、平成24年度新入生のオリエンテーション日程表)

5-3 学生への経済的支援については、給付奨学金として、「関西大学法科大学院給付奨学金」は、授業料及び教育充実費の全額または半額相当額を給付するものであり、平成24年度入学者の実績は、全額相当額12名であった。学外の給付奨学金として、「関西大学校友会・法科大学院給付奨学金」は、毎年数名に年額100万円を給付するものであり、平成24年度には4名が給付を受けた。また、「公益財団法人小野奨学会・法科大学院給付奨学金」があり、学内での選考により推薦され、月額6万円を給付し、平成24年度は8名に給付された。

貸与奨学金として、「日本学生支援機構奨学金」の第一種、第二種があり、それぞれ、出願者多数の場合には学内選考を経て推薦され、日本学生支援機構の決定により貸与される。また、各種奨学金を補填することを目的とした信販会社との提携による「教育ローン」制度がある。

経済的支援についての相談は、法科大学院の教職員に随時行うことができるが、全学的には、学生センターで受け付ける体制が整えられている。

(根拠・参考資料：関西大学法科大学院学生募集要項2013年度版 p.45～46)

各種奨学金の平成22年度から平成24年度までの実績は、以下のとおりである。

法科大学院に係る奨学生実績推移

(実績額単位：千

奨学金種別

円)

学内学 外 制度区 分	給付・貸 与 区分	奨学金名称	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			人 数	実績額	人 数	実績額	人 数	実績額
学内	貸与	関西大学奨学金(応急)	0	0	0	0	0	0

	貸与	関西大学短期貸付金	1	30	0	0	0	0
	給付	関西大学法科大学院給付奨学金	46	54,160	53	62,505	33	37,865
学外	貸与	日本学生支援機構第一種奨学金	112	—	99	—	63	—
	貸与	日本学生支援機構第二種奨学金	83	—	64	—	27	—
	給付	関西大学校友会法科大学院給付奨学金	9	9,000	4	4,000	4	4,000
	給付	小野奨学会	11	7,920	9	6,480	8	5,760
	給付	瑞恵基金	3	600	1	200	2	400
	給付・貸与	千賀法曹育英会	0	0	1	給付 360 貸与 840	1	給付 360 貸与 840

(注)日本学生支援機構奨学金については、貸与単価が複数あり、途中変更もあるため、人数だけの推移に留めた。

5-4 身体障がい者等への配慮については、身体の機能に障がいがある者には、受験時や入学後の学習に際して特別な措置をとる用意を整えており、学生募集要項及び大学のウェブサイトにもその旨を記載して受験生に周知している。

大学全体の取組みとしては、身体障がい者の修学を支援しており、「施設・設備」の項目（6-5参照）の中で記したように、そのための設備もすでに整えられ、本法科大学院が使用する建物もすべてバリア・フリーになっている。また、「障がいのある学生に対する修学支援チーム」が、障がいのある学生に対し、他の学生と同等の条件で修学できるように正課授業や試験を中心に支援を行っている。同チームには、専属のコーディネーターを配置し、学生支援スタッフによる受講支援を中心に障がいの種別や程度に応じた支援を行っている。日常支援の方法として、学期開始前等の学生の意見聴取の際に、就学関係以外の事項についても懇談を行っており、必要があれば、父母等との懇談についても随時行うこととしている。緊急時の対応として、学生センターの窓口で相談があれば、随時対応を行っている。就職支援についても、担当者を配置し、採用情報の収集ならびに個別対応を行っている。

平成23年度には特別な措置を必要とする学生が法科大学院に入学しており、大学全体としての取組みのほかに、本法科大学院においても、当該学生の要望に沿った支援を行っている。

(根拠・参考資料：「関西大学法科大学院学生募集要項 2013 年度版」 p. 40、関西大学ウェブサイト<<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/admission/pdf/2013admission.pdf>>)

5-5 進路についての相談体制については、本法科大学院は「就職支援委員会」を設置し、就職先の情報収集及び修了生に対する就職情報の提供など支援活動を行っている。同委員会は、短答式試験合格者に対して裁判所見学会及び現職裁判官との意見交換会などを行うほか、主に本学出身の法曹を会員とする「関大法曹会」との連携により、司法試験合格者が司法研修所での修習を受ける前に、その準備として弁護士事務所で短期間の研修を受けられるようにしている。司法修習修了者の就職先についても、「関大法曹会」との共催で行われる司法試験合格者に対する合同祝賀会は、同法曹会の会員と司法試験合格者との交流の場として活用され、進路・就職相談のための側面的な支援になっている。本法科大学院では、就職支援における連携強化を図るために、平成 22 年に同法曹会との間で覚書を締結した。

「就職支援委員会」は、法曹以外の道への志望者に向けた支援活動として、修了生らを対象として、進路選択に際し参考となる情報を提供するなどの目的のもとに、公務員となった修了生とのパネルディスカッション、民間企業志望者への就職ガイダンスを実施し、求人募集があった際には直ちに情報提供をしている。

(根拠・参考資料：就職支援委員会内規、関西大学法科大学院ウェブサイト<<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/career/support.html>>)

5-6 学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、学生が 24 時間使用できる自習室には、ブース式になった座席（キャレル）が全学生に設けられており、セキュリティ強化を図り学習に専念できる環境整備の一環として、自習室を含めて法科大学院関連施設の入館・入室については、ICカードリーダーによる入館管理システムを導入しており、必要な個所には防犯カメラを設置している。また、全学生に個人ロッカーが貸与されている。以文館^{いぶんかん}には学生談話室があり、学生同士や教員と学生との議論や交流の場として使用されている。また、新規修了生に対しては、司法試験受験まで環境を変えることなく学習に取り組めるように、修了年の受験が終了するまでは、在学中に使用してきた自習室とキャレルを継続的に使用できるようにしている。

【点検・評価（長所と問題点）】

5-1 学生の心身の健康の保持については、保健管理センターや心理相談室等の専門家による相談・診療体制に加え、クラス担任制による相談体制も整備されている。問題を抱える学生は自ら相談に来る学生ばかりではなく、むしろ進んで相談に来ることができな

い学生への配慮を考えると、今後も、より相談しやすい体制の構築を検討していく必要がある。

5-3 学生への経済的支援については、現在、本法科大学院においては、各種奨学金制度を整備しているが、なお、現在の経済状況に鑑み、さらなる経済的支援策を設ける必要があると認識している。

5-5 進路についての相談体制については、「就職支援委員会」による、学生及び修了生への就職支援体制が整備されており、法曹としての就職のみならず、法曹以外の進路にも一定の効果が現れている。今後も進路に関する相談体制を拡充していくためには、「就職支援委員会」だけではなく、外部組織を含め、より充実した支援体制の構築が必要である。

5-6 学生生活の支援に関する特色ある取組みに関しては、学生の学習環境に関して設備等のハード面は十分整備されており、ソフト面についても、担任教員やティーチング・アシスタント等による支援体制も整備されているが、司法試験合格に向けて、主体的・計画的に勉学に取り組むための支援体制の充実を図る必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

5-1 学生の心身の健康の保持に関しては、今後も、学生がより相談しやすい制度の構築を常に心懸け、積極的に取り組んでいく必要がある。そのための方策として、教員によるさらなる学生の状況把握と学生・教員間のより深い信頼関係の構築のために、クラス担任制度の強化などが検討されている。また、全学的な取組みとして、学生生活や修学に関する相談を受けて支援を行う横断的な組織として「学生相談・支援センター」の設置が決定されており、該当する学生については、同センターとの連携により支援体制の充実を図ることができる。

5-3 学生への経済的支援については、経済的負担を軽減するために、平成26年度入学生については、本法科大学院の授業料と国立大学の授業料との差額相当分を給付する「学習奨励金」を導入することが決定している。

5-5 進路についての相談体制については、進路に関するさらに多様な相談・支援体制が求められるところ、全学共通の組織であるキャリアセンターに、「大学院就業サポート（仮称）」の専用相談窓口を設け、本法科大学院で培った高度な専門知識を活用できる就業を目指したキャリア相談や職業紹介等を通じて学生を力強くサポートすることが決定された。これによって、懸案となっている最終的に司法試験に合格しなかった者や受験しなかった者も含めた全修了生の進路を把握するための情報収集への取組みも進むこ

とが見込まれる。

5-6 学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、学生生活の支援をよりきめ細かくかつ実効的なものにするために、平成 25 年度からアカデミック・アドバイザーによるメンター制度の導入が決定している。

これにより、司法試験合格に向けた主体的・計画的な学習に対するきめ細かい指導が可能となる。アカデミック・アドバイザーが指導を行う際には、本学のインフォメーションシステムを用いて、専任教員と個別の学生の学習計画に関する情報を共有し、専任教員がアカデミック・アドバイザーに対して助言を与えることができる。

6 施設・設備、図書館

【現状の説明】

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、関西大学において、法科大学院の講義・演習等を行い、学生が自学・自習を行い、教員が研究を行うための施設・設備としては、以文館（法科大学院棟 4,299 m²）、尚文館（大学院棟 11,900 m²）等がある。さらにその他の施設として法廷教室（法学部と共用）、リーガル・クリニックのための中之島サテライト教室がある。

講義室、演習室等については、法科大学院の専用施設である以文館に講義室 3 室、演習室 2 室を設置している。また、平成 22 年度から、以文館の増築棟部分に設置されている講義室 1 室、演習室 4 室を主に法科大学院の講義・演習等に利用することができるようになったことにより、教員と学生の利便性が高まった。ここには教員と学生のコンピュータを接続し、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置するほか、講義をビデオ撮影し、コンピュータに保存して、学生が活用できる設備を備えた教室がある。以文館にはさらに、学生の自習室及びロー・ライブラリーを設置している。

法学部と共用の法廷教室（119 m²）は、35 名収容で裁判員裁判に対応できるシステムが導入されている。

これらの講義室・演習室等を有効に利用し、法科大学院の講義等を行っている。なお、以文館の増築により、従来、他研究科と共用していた尚文館の教室利用の必要がなくなった。

また、リーガルクリニックの授業では、以文館のほかに大阪市内の大阪府立中之島図書館別館にある関西大学中之島センター内のサテライト教室を利用して市民からの法律相談等の実習を行っている。

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、学生の自習スペースは、以文館、尚文館及び児島惟謙館に自習室 328 席を設置し、現在すべての在学生在が 24 時間利用可能な自習スペースを確保している。また、以文館にはロー・ライブラリー及び学生談話室が、児島惟謙館にはグループで共同利用できる討論室が設けられ、学生同士で議論を行う場が確保されている。

さらに、修了生の自習室については、大阪市内にある本学の天六キャンパスに 66 席のキャレルを設置している。加えて、平成 24 年度から、司法試験受験資格を有する修了生に対して、千里山キャンパスにおいても、自習室利用を認めることとした。なお、天六キャンパスの利用時間は、8 時から 23 時までとしている。

自習室の設備としては、個人用学習キャレル及び個人ロッカーを貸与し、キャレルには情報コンセント、書棚、蛍光灯が付設されている。

6-3 各専任教員に対する個別研究室の用意については、専任教員の個人研究室には、以文館、児島惟謙館及び総合研究室棟に研究用 LAN が配備された研究室 30 室 (19.8～27.0 m²) を設置し、専任教員 1 人あたり 1 室が貸与されている。さらに、研究用ロー・ライブラリー (184 m²)、共同研究室 (64 m²)、教材開発室 (35 m²) 等を以文館内に設置している。これらの施設は、教材開発室を除いてすべて 24 時間利用可能である。

6-4 情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備については、以文館では、情報コンセントを設置した講義室・演習室、自習室、ロー・ライブラリーにおいて、学生が持参するパソコンを LAN に接続することができる。教室には前面にプロジェクタースクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義をすることもでき、各座席にノートパソコンを備え付け、教員と学生のコンピュータを接続して、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置した教室もある。

尚文館では、自習室及びパソコン教室 1、2 にネットワークに接続したパソコン及びプリンター等が設置されている。

児島惟謙館では、O A ルームにネットワークに接続したパソコンが設置されている。

学生は、これらのパソコンを利用して、資料・情報の収集、インフォメーションシステムによる事務連絡や授業に関する連絡の確認、教員への質問、レポート作成・提出などができる。

以文館及び児島惟謙館に設置されたパソコンからは、ファイルサーバアクセスによる法科大学院専用ドライブの使用が可能であり、利用者ごとに最大 1 G B 利用することができる。うえ、法科大学院生と教員によるデータの共有も可能である。

また、VPN 接続により学外からアクセス可能なファイルサーバについて利用者ごとに

最大1GBを利用することができる。

法科大学院のネットワークの管理については、業者委託により行われている。

法律関係情報コンテンツに関しては、TKCロー・ライブラリー、LLI統合型法律情報システムの利用が可能であり、学生ごとに配布されたIDとパスワードにより学内のみならず学外からも判例検索、法律関係雑誌の記事などの法律情報へのアクセスをすることができる。また、以文館及び児島惟謙館に設置されたパソコンからは、ロー・ライブラリーに配架されている図書の検索が可能である。

全学共同利用施設としてのインフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）は、月曜日から金曜日の間、端末機室が21時20分まで開室しており、土曜日についても17時50分まで利用可能となっている。これにより、夜間や土曜日の学生へのサービス提供が可能であり、技術指導や相談等や利用技術の向上のための講習会等も実施している。

中之島のサテライト教室においても情報コンセントが設置されており、インターネットによる法律情報の収集が可能である。

6-5 身体障がい者等のための施設・設備の整備について、身体障がい者のための施設・設備の整備としては、以文館・尚文館等はユニバーサルデザイン化が進んでおり、身体障がい者用エレベーターやスロープが設置され、固定式の机・椅子を備えた教室には車椅子用の机が設置されている。また、身体障がい者用トイレも各階に設置されており、駐車スペースも確保している。

6-6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮については、以文館の教室設備に関して、平成25年度以降にOHPの設置教室を増加することが決定している。また、以文館・尚文館・児島惟謙館にICカードリーダーによる入館管理システムを導入することで、24時間利用可能な自習室等のセキュリティの強化を図っている。同時に、これら各館の各出入口及び各自習室の扉付近に防犯カメラを設置している。

また、法科大学院進学希望者が減少傾向にあり、在学生に必要な自習室のキャレル数に余裕が出来てきたため、平成24年度から司法試験受験資格を有するすべての修了生に対して引き続き自習室及びロー・ライブラリーの利用を認め、修了後の学習環境の充実を図った。

6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、法科大学院の教員及び学生は、総合図書館、法学部資料室及びロー・ライブラリーのそれぞれに所蔵する図書を利用することができる。

総合図書館では、関西大学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究

を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」することを目的としており、全学的に利用することから、多岐にわたる分野の約 205 万冊の図書を集めている。総合図書館の基本的図書の収書については、図書委員会の議を経て各分野における必要図書について選定を行っている。法科大学院からも図書委員が選出され、図書館における図書の収書に携わっている。図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展開する様々なサービスにも迅速に対応できるよう N A C S I S 仕様でデータベース化され、学内はもとよりインターネットを通じて学外からも検索が可能である。また、オープンシステム化によりロー・ライブラリーをはじめ学内関係諸機関の書誌・所蔵目録情報一元化をはかり、データ・ベースの構築とオンライン検索の充実を目指している。また同図書館は、メディアの多様化に対応しうる図書館をめざすために、デジタル化ネットワーク化により発展成長してきた電子ジャーナルの導入及び文献・情報データベースの有効利用を行っている。

法学部資料室においては、特に雑誌のバックナンバーやカレント雑誌を設置し、判例集や法学関係の雑誌を取り揃えることで研究に供している。また、CD-ROMやDVDの利用も可能である。

ロー・ライブラリーについては、法科大学院学生用の開架式図書室であり、法曹養成に必要な判例集、基本法律図書、一般法律雑誌のほか分野別法律雑誌、各学会の機関誌等を備えている。配架される図書は、2ヶ月に1度、法律系図書の新刊の中から、各法分野を専門とする13名の選定担当教員による選定が行われ、各意見がロー・ライブラリー図書選定委員のもとに集約されて購入が決定される。また、専任教員による定期的な選定とは別に、学生からの配架の要望に対しても、ロー・ライブラリー図書購入希望届用紙をロー・ライブラリー内カウンターに常備しており、購入希望があれば、該当分野の選定担当教員の意見を得た上で、学生からの要望に柔軟に対応している。平成24年度には、『法律学全集DVD』を購入し、電子資料化を進め利用に供している。

法科大学院における学習に必要な基本法律書、判例集、法律雑誌等はすべて、基本的にロー・ライブラリーに配架するよう選定が行われている。

6-8 図書館の開館時間の確保について、総合図書館は、授業期間中の開館時間は9時から22時、休業期間中においては10時から20時である。また、年間の開館日数についても平成23年度は305日にのぼる。加えて、法学部資料室についても、授業期間中の9時から17時まで利用することができる。このように自学自習の環境は整えられている。

さらに、ロー・ライブラリーにおいては、年間を通じて8時から23時までの利用が可能である。

6-9 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備につい

ては、関西大学の図書館と他大学の図書館との相互利用に関して、大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図ることを目的として、「国公立大学図書館間相互貸借に関する協定」を締結し、利用者のニーズを満たしている。本学はこの運営、組織役員派遣など主要な役割を果たしている。そのためにネットワーク情報源を整備し、大型WEB版データベースの導入により学内ネットワーク上で利用提供するとともに、国立情報学研究所NIIのNACISIS-CAT/ILLシステムを有効活用している。

6-10 施設・設備の整備に関する特色ある取組みについては、施設・設備の整備に関する特色ある取組みとしては、ひとつには、リーガルクリニック実施のための関西大学中之島センターにあるサテライト教室の利用がある。市民からの法律相談を行うにあたり、大阪の中心地にある中之島サテライト教室は、相談者にとっても交通の便がよく、また、近隣に裁判所や法律事務所が多くある立地環境は、担当の弁護士の出講にも利便性が良く、学生にとっても法曹の志が醸成されることにもなる。

また、以文館の講義室において、法学未修者用科目をはじめとする一部の講義をビデオ撮影したものを電子化し、復習したい学生や欠席した学生が活用できるように配信することができる教室があり、当該講義の理解を深めるのに寄与している。

【点検・評価（長所と問題点）】

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、平成22年度から、以文館の増築棟部分を主に法科大学院の講義・演習等に使用することができるようになったため、教員・学生の利便性が高まり、学習環境としても充実が図られた。キャパシティの問題は解決できたといえるので、AV機器等の整備が不十分な教室につき設備・機器の拡充を行う必要がある。

6-4 情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備については、インフラ面に関しては、整備としては十分に整備されていると言えるが、人的な支援体制も含め、全学的なITセンターによる管理が一部されていないという問題がある。

また、TKC等の法律情報データベースのコンテンツ拡充が図られているが、必ずしもすべての学生が自学自習のために有効利用できているという現状ではない。学生が自主学習のためにコンテンツを十分に活用するような取り組みが求められる。

6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備についても、現状のところ十分に整備できていると思われるが、新刊図書の迅速な選定、購入は必ずしも実行されていない。

他方で、年6回の蔵書の増加に伴い、書架数や自習・閲覧スペースの確保との関係でロ

ー・ライブラリーのキャパシティの問題が浮上してきており、これに対して今後継続的に対処していく必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、教室に設置されているパソコン等の機器について整備・充実を図る必要があり、本法科大学院で策定した「中期行動計画」に基づき、環境整備に向けて平成 26 年度予算の確保に努める。また、FD 委員会を中心として、各教員のニーズの把握に努め、教育設備の整備の方向性についても検討していく。

6-4 情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備に関しては、現在、既に取り組みつつあるが、以文館ネットワークシステムを全学のシステムに統合し、ITセンターによる一元的管理による利便性の向上をさらに進めていく。

学生によるTKC等の法律情報データベースの活用促進については、各教員が授業において授業理解度確認テストなどの法律情報データベースを有効活用することを目的として、教員を対象に利用説明会を開催した。また、学生の履修ガイダンスにおいても、同データベースの具体的な利用方法について説明を行った。これにより、今後、同データベースがさらに活用されることで、学生の学習到達度をより正確に測定することが期待できる。

6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、新刊図書の迅速な選定、購入に必要な情報を提供するために、各教員に定期的に新刊情報を配付している。今後は、各教員からのニーズを反映して、選定・購入に結び付ける仕組みを整備する必要があり、「ロー・ライブラリー図書選定委員会」において、具体的な方策を検討する。

ロー・ライブラリーのキャパシティの問題に関しては、閲覧・自習スペースを維持しつつ、配架書棚の増設や、既に、旧版図書や電子媒体により閲覧可能な雑誌のうち古い年度のものを除却することにより配架スペースの確保を行った。今後も学生の意見を取り入れながら、必要に応じて電子媒体への置き換え等により、ロー・ライブラリーの充実に取り組んでいく方針である。

7 事務組織

【現状の説明】

7-1 適切な事務組織の整備と職員配置について、法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うための事務組織として、学事局専門職大学院事務グループを設置している。同グループは、専門職大学院の事務に特化した組織であり、法科大学院のほか会計専門職大学院及び臨床心理専門職大学院の業務を分掌していることから、担当を決めて業務を進めている。具体的には、グループ全体を管理・監督する事務職員としてグループ長1名、グループ長補佐1名を配置するとともに、法科大学院を担当する事務職員として、専任事務職員3名、派遣職員1名、定時事務職員3名を配置している。

業務としては、教員及び学生に関する全般的な事務として、教授会その他諸会議に関する業務、成績管理、学籍管理、FD、学生募集、総合戦略・広報、自習室及びロー・ライブラリーを含む学舎管理など法科大学院の運営に必要な業務について、学内各部署と協力しながら業務を執り行っている。

なお、事務スペースは2か所に分けて設置しており、主たる事務スペース（尚文館事務室）にグループ長1名、グループ長補佐1名、専任事務職員3名、定時事務職員1名を配置している。もう一方の事務スペース（以文館ステーション）は尚文館事務室のサテライト的な位置づけで設置しており、派遣職員1名、定時事務職員2名を配置して、日常的な授業準備、教材印刷・配布、教室管理、学生応対、各種掲示の業務にあたっている。

これらにより、法科大学院の状況を把握する責任体制を確立している。

7-2 事務組織と教学組織との有機的な連携については、法科大学院の事務組織は、7-1で記載した体制・事務分掌に基づき、教学組織と有機的に連携して管理運営及び教育研究活動の支援にあたっている。

例えば、教授会、執行部（研究科長、副研究科長、教学主任2名、学生相談主事、入試主任）のほか「教育推進委員会」や「自己点検・評価委員会」等の各種委員会の運営にあたっては、事務組織と教学組織が十分に連携して事前準備を行うとともに、事務職員が当該会議に常時出席しており、緊密な連携を図っている。

7-3 事務組織の適切な企画・立案機能について、本学では学園として掲げる長期ビジョン、長期行動計画のもとに、各部局で4年スパンの「中期行動計画」を策定することとしており、平成24年度における法科大学院の内容としては「学生及び修了生への学習環境支援」や「学生及び修了生への就職支援」の強化等を目指している。これらの計画の推進にあたって、教員組織はもとより、事務組織の企画・立案機能も活かしつつ、種々のデータ収集や学生・修了生へのアンケート実施・集計等をはじめとする取組みを進めている。

7-4 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組みについて、本学で

は、全学的な事務職員に対する研修として①全職員共通基礎研修：「総合研修」「階層別研修」、②自己啓発促進・支援研修：「大学職員意識啓発研修」「特定業務能力向上研修」「共通能力向上研修」等の多様な研修が行われており、事務職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に取り組んでいる。

加えて、人事考課制度、目標管理制度や職場内研修（いわゆるOJT）等を通じて、職場内においても事務組織の機能強化のための取組みを進めている。

このほか関西四大学や関東を含めた大学の大学院事務担当者の研究会を実施しており、その中で情報交換や意見交換を行い、他大学の動向や本大学の現状を理解し、機会あるごとに、全学的な視点も踏まえて、積極的に議論に参画し、問題提起、企画・立案を行っている。

7-5 法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取組み

について、法科大学院では、修了生への就職支援策の充実を図るべく、「就職支援委員会」のもと、キャリアセンター事務局キャリアセンター事務グループと専門職大学院事務グループが共同し、在学生及び修了生への各種情報提供及び就職活動に関する啓発行事を行っている。また、法科大学院独自の就職支援事業として、「関大法曹会」との連携を図り、同会会員からの求人情報等を司法試験合格者に対し情報提供を行うなどの業務を専門職大学院事務グループが担っている。

これに加えて、「関大法曹会」会員の専門知識向上に貢献すべく、覚書（5-5参照）に基づき、同会会員を対象とする、法科大学院授業の聴講制度を設けており、これに関する業務についても、専門職大学院事務グループが担っている。

【点検・評価（長所と問題点）】

7-1 適切な事務組織の整備と職員配置について、専門職大学院事務グループでは、法科大学院以外に、会計職専門大学院及び臨床心理専門職大学院の事務を担っていることから、適切な業務分担のローテーションにより、専門職大学院に関する多様な知識等を習得する機会が得られる環境にある。これにより、法科大学院の運営をサポートするうえで、より幅広い知識と経験に基づき業務を担うことが可能となっている。

以文館ステーションは尚文館事務室のサテライト的位置づけであるが、学生の日常の勉学及び教員に対する授業支援に大きく貢献している。

【将来への取組み・まとめ】

7-1 適切な事務組織の整備と職員配置については、専門職大学院事務グループに所

属する事務職員の知識と経験が幅広いものになるにしたがって、専門職大学院事務グループ内や、学内関係部署（教務センター、キャリアセンター等）の連携が密接になり、学生サービスの質的向上が図られていることから、今後いっそう、これを推し進めて更にスピード感のある対応を目指したい。一例として、本学法科大学院修了者の就職活動支援の更なる強化を目的として、平成 25 年度以降に、キャリアセンター内に専門職に特化した就職活動支援窓口を新たに設置することが構想されており、現在、専門職大学院事務グループ独自で担っている就職支援業務との連携による相乗効果を図ることを目指している。

8 管理運営

【現状の説明】

8-1 管理運営に関する規程等の整備については、法科大学院には教授会を置くものとし、「学則」第 21 条に基づき、その権限及び運営について必要な事項は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」において定めている。法務研究科長の選挙については、「法務研究科長選挙規程」が定められている。（根拠・参照資料：「学則」、法務研究科（法科大学院）教授会規程、法務研究科長選挙規程）

8-2 管理運営に関する決定の尊重については、本学法科大学院は、独立研究科として大学院組織の中に位置づけられ、また、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。教学及び任用等の人事に関する教授会の決定は、慣習上、大学理事会において尊重されており、現在までに、この決定が理事会等において覆されるような事態は生じていない。

なお、以下では、現状の説明を補足するために、法務研究科の組織構成を概観する。

法務研究科長：法務研究科長は、教授会によって選出される。研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。

教授会：法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置く。専任の教授、准教授、専任講師及び助教並びに特別任用教員（教授、准教授、専任講師、助教）をもって構成し、研究科長の選出、副研究科長の承認、専任教員の任用及び昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、「学則」、教育課程、入学試験に関する事項、学生の試験、学籍及び修了に関する事項等、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、原則として出席者の過半数の同意をもって行う。ただし、特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、及び

「学則」に関する事項など、人事・組織に係る事項については議決権を有しない。

副研究科長：副研究科長は、研究科長の指名にもとづき、教授会の承認を得て任命され、研究科長を補佐する。

執行部：研究科長は、副研究科長に加え、教務やFDを管掌する教学主任（2名）、学籍・教育事項につき管掌する学生相談主事、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら6名をもって執行部を構成する。日常的な管理運営上の業務は、教授会の委任を得て、執行部が担当する。なお、執行部は教授会規程等で明文上定められたものではなく、慣習上設置される機関である。

各種委員会：教授法に関する事項や授業評価アンケートに関する事項を職務とする「FD委員会」、クラス担任制、カリキュラムの点検見直しなど教育体制に関する企画・立案・検討及び「特別演習」などの学生の学習を補助促進する各種正課外講座等の立案・準備・運営等を行うことを職務とする「教育推進委員会」、自己点検・評価を実施し、第三者評価（認証評価）に対応することを職務とする「自己点検・評価委員会」及び就職に関するサポートを行うため「就職支援委員会」を置いている（根拠・参照資料：法務研究科FD委員会内規、法務研究科教育推進委員会内規、自己点検・評価委員会規程、就職支援委員会内規）

8-3 専任教員組織の長の任免等については、「法務研究科長選挙規程」に基づいて、選挙権の平等・秘密投票の原則のもとに選挙による法務研究科長の選出が行われている。法務研究科長の罷免については、解釈上、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」第6条第5号の「その他人事に関する事項」として教授会の審議、議決により決する。（根拠・参照資料：法務研究科長選挙規程、法務研究科（法科大学院）教授会規程）

8-4 関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、関西大学では、法学部及び大学院法学研究科が法科大学院と関連する。

法学部は、法学政治学科の1学科で構成されており、法律学及び政治学の基礎的教育を担う教育研究機関である。

大学院法学研究科は、前期・後期課程とも法学・政治学専攻に統合されており、前期課程には法政研究、企業法務及び公共政策の3コースが設置されている。前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。企業法務コース及び公共政策コースは、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士などの資格取得を目指す者、

企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、後者は国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを目指す者のほか、マスコミ志望者なども対象とする。

以上のように、法科大学院と法学部・大学院法学研究科との間には明確な役割分担が行われている。

他方、法学部・大学院法学研究科との連携であるが、法科大学院の専任教員が法学部及び大学院法学研究科の講義等の一部を担当し、法学部の教員が法科大学院の講義の一部を担当している。また、法科大学院学生に対しては、法学部や大学院法学研究科の科目を追加履修することが認められており（「学則」第14条）、大学院法学研究科の学生が、指導教員の許可を得て法科大学院の科目を追加履修することも制度上可能である（「関西大学大学院学則」第18条）。

また、法学部・大学院法学研究科と法科大学院の間では、定期的に双方の執行部構成員が協議する機会が設けられている（「法学部との定例協議会」）。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表7、法務研究科（法科大学院）学則、大学院学則）

8-5 財政基盤の確保については、大学全体の基準にしたがって法科大学院に対する予算の配分が行われている（根拠・参照資料：学校法人関西大学計算資料）。予算配分に含まれていない事業を実施する必要がある場合は、学長を通じて法人に要望し、法人と折衝のうえ必要な予算を確保するよう努めている。

教育研究のための資金の確保を図る観点から、学内・学外の教育・研究助成に、各教員が積極的に応募するように促しており、その結果、学内助成として、平成23年度「特別研究・教育促進費」に、日本・中国・韓国の法学研究者による共同シンポジウム「自然災害と法」（273万円）が採択され、平成24年度には、「国際交流助成基金」による助成を得て、ドイツ・ゲッチンゲン大学との「第3回法学共同シンポジウム」が開催された。また、科学研究費補助金の実績（内定件数・交付金額〔新規・継続を含む。〕）は、平成22年度2件39万円、平成23年度1件65万円、平成24年度3件533万円であった。

（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表11、ウェブサイト記載の学内研究助成採択状況）

〈<http://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/researchaid/jisseki/files/tokubetsu-kenkyu-2011.pdf>〉、

〈[http://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/jisseki/files/kaken_saitakujisseki_2010\(h22\).pdf](http://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/jisseki/files/kaken_saitakujisseki_2010(h22).pdf)〉、

〈<http://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/jisseki/contents/h23kakenhijisseki.pdf>〉、

〈<http://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/jisseki/contents/h24kakenhijisseki.pdf>〉）

8-6 管理運営に関する特色ある取組みについては、本法科大学院に、法務研究科長、副研究科長、教学主任（2名）、入試主任、学生相談主事の6名からなる執行部を設置し、教育、学生、入試等の広く管理運営に関する企画・立案及び執行を担っている。教学主任は、研究者教員及び実務家教員の各1名で構成し、研究者教員及び実務家教員のそれぞれの意思疎通を図りつつ、全体的な教育枠組みの調整にあたっている。また、執行部は、「教育推進委員会」「FD委員会」「就職支援委員会」「自己点検・評価委員会」の各委員となり、執行部とのパイプ役を担うことで、各委員会との有機的な連携を図っている。

【点検・評価（長所と問題点）】

8-6 管理運営に関する特色ある取組みについて、執行部と各種委員会との有機的な連携は相当程度図られてきたが、一方、委員会相互の活動について、必ずしも効果的な連携が図られてきたとは言い難いことが、今回の自己点検・評価によってあらためて明らかになった。一例として、教育体制の充実が「教育推進委員会」の任務であるが、学生の質の変化に対応した教育体制の充実を図るためには、学生による授業評価アンケートの分析を行ったうえでの問題点の洗い出し、それに対応した教授法の見直しなど、「FD委員会」の任務と重なるところがあり、両委員会による共同作業を進める必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

8-6 管理運営に関する特色ある取組みについて、「教育推進委員会」と「FD委員会」との共同作業については、現在、教材のあり方についての検討を行っているが、学生の質の変化に対応するため、これをさらに進めていく予定である。今回の取り組みをひとつの実績として、今後も、法科大学院を取り巻く状況の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、従来の委員会の枠組みにとらわれず、その時々が必要とされる施策を検討・実施するため、複数の委員会による共同作業をさらに進めていく予定である。

9 点検・評価等

【現状の説明】

9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備、適切な自己点検・評価の実施については、本法科大学院は、その活動状況に関する自己点検及び評価を行うために、「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程（以下、「委員会規程」という）」を定め、この規程に基づき「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・

評価委員会」という)」を設置している。

「自己点検・評価委員会」は、副研究科長、法科大学院専任教員から選出された委員3名、法務研究科教授会によって承認された専門職大学院事務グループ所属事務職員1名によって組織されている。（「委員会規程」第4条）

「自己点検・評価委員会」は、①自己点検・評価及び外部評価に関する活動方針の策定、企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表、②第三者評価への対応及びその結果の公表、③自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づく法務研究科長及び学長への改善方策及び改善計画案の提言、④改善の達成度の検証結果に基づく法務研究科長及び学長への改善勧告、及び⑤その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関して審議する。（「委員会規程」第3条）

自己点検・評価のための評価項目は、基本的に公益財団法人大学基準協会による法科大学院認証評価と整合性をとるため、同協会の定める「法科大学院基準」に拠っている。ただし、平成24年3月に作成・発行した自己点検・評価報告書については、全学的な取組みとして大学基準協会による機関別認証評価を受審することを前提としていたため、点検・評価項目は例外的にこれを踏まえて設定した。

評価方法については、「自己点検・評価委員会」を開催し、各委員の役割分担を定めようえ、作成スケジュールを決定し、各担当委員が原案を作成する。その原案を「自己点検・評価委員会」において点検・調整のうえ、自己点検・評価報告書案として法務研究科長に提出する。法務研究科長は執行部に役割分担を定めて、報告書案に記載された問題点の把握と検討を指示する。その後、この検討を受けて執行部と「自己点検・評価委員会」は、合同会議を開催し、報告書を完成させる。報告書は、教授会に報告される。自己点検・評価に関わる種々のデータについては、全学的な自己点検・評価活動として毎年作成される「データブック」及び専門職大学院事務グループにおいて収集される情報を活用している。

なお、これまで本学では全学的な自己点検・評価報告書を隔年で作成しており、本法科大学院においても同様に、平成18年3月、平成20年3月、平成22年3月、平成24年3月に作成・発行している。

9-2 自己点検・評価の結果の公表については、同報告書を、他の法科大学院や関係諸機関に送付したほか、ロー・ライブラリーにも配架し、学生の閲覧に供している。このほか、大学のウェブサイト (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/report/index.html>) で一般に公開しており、自由に閲覧することが可能となっている。

9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備については、9-1に記載のとおり、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価及

び第三者評価の結果にもとづく改善方策及び改善計画案を法務研究科長及び学長に提言することを任務としている。この提言を受けて、研究科長は執行部で協議のうえ、内容に応じて、「FD委員会」「教育推進委員会」で改善策等を検討させ、それを教授会で審議・決定している。特に重要な事項については、全学的な「中期行動計画」にも反映させている。

また、副研究科長が「自己点検・評価委員会」の委員となり、自己点検・評価における問題点を執行部が詳細かつ正確に把握できるように配慮している。一方で、自己点検・評価の客観性を確保するために、執行部以外の委員が委員長に就任することにしてている。このように、自己点検・評価による改善・向上の機動性と客観性を踏まえた取組みになるように留意している。

9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映については、本研究科は、平成20年度の大学基準協会による法科大学院認証評価では、不適合との評価結果を受けた。その際の勧告4項目、問題点（助言）として17項目の指摘を受けており、以下にその指摘と改善状況について記述する。

○勧告

1) 親族・相続法、商取引法を扱う6単位分の講義科目については、修了要件の枠外におかれる「自由科目」である点において、系統性・段階性に配慮した科目配置と言い得ず、他方で、学生に対して履修を勧奨し、修了要件に算入しないながら事実上の必修科目としている点において、法律基本科目への傾斜をさらに高め、また、結果的に課程修了の要件としても負担が大きく妥当ではない。

「自由科目」のあり方については、根本的な見直しを行われない（評価の視点2-3、2-4、2-11）。

対応：カリキュラム改正により、平成22年4月1日より、自由科目を廃止し、親族・相続法を必修科目とし、商取引法を選択必修科目とした。

2) 2年次の「行政法演習」が必修科目とされながら、「行政法概論」及び「行政救済法」が選択科目とされている点で系統的・段階的学修に支障がないか検討のうえ、改善を図りたい（評価の視点2-4）。

対応：行政法総論は1年次必修科目、行政救済法は2年次必修科目として系統的・段階的学修に支障のないように改善した。

3) 1年次の講義形式の法律基本科目中、多数の科目で1クラスの学生数が法令上の標準学生数である50名を相当に上回っていることはもとより、貴法科大学院が自ら設定した適正学生数60名さえ上回る科目も見られる。また、2年次の法律基本科目の講義中

にも、1クラスの学生数が81名にも達する科目がある。こうした状況は例年見られ、適切なあり方とは言えないため、抜本的な改善を行うよう勧告する（評価の視点2-23）。
対応：法律基本科目のうちの講義科目は、原則2クラス編成とすることにより、50名を上回ることがなくなった。

4) 成績評価に関し、平常点等の各評価要素のウェイト付け等について教員間に合意は存するものの、その内容が学生に周知されておらず、また、出欠の取り扱いについては各教員の裁量に任されており、全体として成績評価基準・方法の学生への明示が不十分であり、改善されたい（評価の視点2-25）。

対応：平常点等の各評価要素のウェイト付けや出欠の取り扱い等の成績評価の基準・方法については、既にシラバスに明記し、学生に明示されている。

○問題点（助言）

1) 展開・先端科目に配置されている「行政手続・情報公開法」について、特に行政手続に係る内容に関しては、展開・先端科目として実施内容が適切であるか検討の必要がある（評価の視点2-1）。

対応：「行政統制システム論」に名称変更し、内容も展開・先端科目に相応しいものにした。

2) 2008（平成20）年度からのAAによる「特別演習」のあり方につき、その内容が法科大学院の教育理念から逸脱したものにならないよう、今後とも慎重な対応が求められる（評価の視点2-18）。

対応：「特別演習」のあり方については、教員とAA（アカデミック・アドバイザー）とが密に連絡をとって行っており、その内容が法科大学院の教育理念から逸脱しないように厳密に管理している。

3) 基礎法学・隣接科目や展開・先端科目においても少人数教育が実施されることが望ましいため、これら科目群で履修登録学生数が多い科目が例年見られることに対し必要な対応を講じることが望まれる（評価の視点2-22）。

対応：毎年度の入学者数及び在学者数に基づき、適正なクラス編成を行っている。

4) 成績評価にあたって、F評価を付けて不合格とする場合は、相対評価により2割程度以内とあらかじめ決めておくことが適切であるか、厳格な成績評価の観点から検討を要する（評価の視点2-26）。

対応：教授会において申し合わせ、2割を超えて不合格者を出すことも現在、認められている。

5) 法学未修者の1年次から2年次への進級要件として、法律基本科目必修30単位のう

ち 18 単位の単位修得で進級可としていることにつき、相対的に緩やかな進級制限制度であると判断されるので、その単位修得認定が安易に流れないように留意するとともに、無理な進級により段階的履修を確保する観点からの問題を生じないか検討し、未修得のため再履修する必要がある科目について、次年度必修科目の時間配置との関係で履修に障害を生じないような対策をとる等の、慎重な運用が求められる（評価の視点 2－29）。

対応：カリキュラム改正により、必修 26 単位のうち 20 単位以上を進級要件とする
ことに改正した。再履修科目については、履修に障害を生じないよう時間割編成に
留意している。

6) 公開授業参観の結果や学生アンケート結果を教育内容・方法の改善に役立てる手立てについては、各教員の個人的実践に委ねられているのみであるので、組織的・継続的に改善に取り組む体制の整備が望まれる（評価の視点 2－34）。

対応：学生アンケートの結果については、各教員が「今学期の授業で工夫・留意した
事項／今年度の授業の分析等」と「今後の対応および改善策等」についてのコメ
ントを提出することとされており、教育の改善につなげる体制を整えている。公
開授業参観者の意見に対しても、担当教員は必ずコメントを提出することとされ
ている。執行部とFD委員会委員は、非常勤及び兼任教員との懇談会を各学期に
一度個別に開催し、意見を聴取し教育内容・方法の改善の一資料としている。

7) 大学の選考規程とは別に、法科大学院教員独自の人事規程を早急に整備する必要がある（評価の視点 3－12）。

対応：「関西大学教育職員選考規程（就）」第 6 条及び第 7 条に定める選考基準に従っ
て、「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」を制
定し、それにより選考している。

8) 教員の一部に授業担当時間数の過大な者が見られるので、改善の必要がある（評価の視点 3－14）。

対応：改善の努力は行っているが、一部、法学部及び大学院法学研究科における関連
科目の授業を担当せざるをえず、特殊なケースが残っている。

9) 「社会人」「実務等の経験を有する者」の定義は、その範囲が広すぎ、いわゆる司法試験浪人などをも含んでしまうことから、多様な入学者を得るという基本方針（アドミッション・ポリシー）の本来の意図と整合しないおそれがあるため、適切かつ客観的な受け入れの観点から再検討が望まれる（評価の視点 4－1、4－11、4－12）。

対応：雇用形態の多様化に伴い、社会人等の定義を厳格に定めることにより、多様な
素養を備えた法曹志望者の出願の機会を制限することを避けるため、現行の取り

扱いを継続する必要性を認識している。

- 10) 公平性・客観性の観点から、複数採点者を置くなどの工夫が求められる（(評価の視点4-2)）。

対応：法学既修者の採点の場合には、1通を1人の採点者が採点するが、あらかじめ採点者間の討議で決定した採点基準に従って行うので、客観性・公平性は確保されている。さらに、採点者間の不公平が生じないように、得点分布が同じになるように得点調整も行う。その際にも採点者間で討議を行っている。

- 11) 法学既修者コースの法律科目試験のうち、刑事訴訟法・商法・民事訴訟法のうち、2科目を日弁連法務研究財団の「法学既修者試験」の当該科目の成績をもって代えることができるとしている措置は、試験の公平性の観点から改善が求められる（評価の視点4-8）。

対応：当該問題点については指摘を受けて廃止した。

- 12) 学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制が整備されておらず、今後整備していくことが望まれる（評価の視点4-10）。

対応：執行部の構成員である入試主任が、入試事務局に設置された大学院入試に特化した「大学院入試グループ」と協力して、入学者選抜制度について随時協議・検討を行い、執行部に提議している。

- 13) パワー・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントに対応する規程や相談体制の整備を図ることが望ましい（評価の視点5-2）。

対応：全学的に規程を整備し、教職員の相談員と学外の専門家からなる相談窓口を設け、相談体制を整備した。

- 14) 他の研究科との共用棟である尚文館の利用に支障が出ないように、引き続き運用上の工夫する必要がある（評価の視点6-1）。

対応：平成22年度から、以文館の増築により、尚文館の教室利用の必要がなくなった。

- 15) 修了生の自習室利用のニーズが一層高まることが予想されることから、いかなる資格や名目で供与するかを含め、引き続き検討する必要がある（評価の視点6-2、6-6）。

対応：現在、修了生に対しては、司法試験受験資格を有する間は、自習室の利用機会を提供している。

- 16) 点検・評価の結果を改善策の策定・実現に結び付けるための体制や手続等について、具体的な措置を講ずる必要がある（評価の視点9-4）。

対応：点検・評価の結果については、研究科長に報告され、執行部会、教授会でも問題点等を共有し、内容に応じて、FD委員会、教育推進委員会で改善策等を検討

のうえ、教授会で審議・決定し、重要な事項については、全学的な「中期行動計画」にも反映させている。

- 17) 学内外からの要請による情報公開のための正式な規程や体制を整備することが望ましい（評価の視点 10-2）。

対応：情報公開については、組織・運営と諸活動に関する基礎データ、自己点検・評価報告書、講義要項（シラバス）等をウェブサイト公開し、適切に対応しており、情報公開のあり方等についてはその都度、執行部及び教授会で検討している。
また、全学的な取り組みとしては、情報公開に関する規程の整備について検討が進められている。

以上のように、本研究科では、大学基準協会による認証評価の指摘を真摯に受け止め、自己点検・評価活動を進める中で、課題解決につながるよう取り組んでいる。

なお、本研究科においては、公益財団法人大学基準協会以外の認証評価機関や、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会第3ワーキンググループからの指摘は受けていない。

9-5 特色ある取組みについては、平成24年8月から「法科大学院再生会議」が常任理事会のもとに全学的取組として設置されており、本法科大学院からは研究科長のほか2名の教員が参画している。また、「法科大学院再生会議」のもとに、①「教育改革の推進」（法学部等との連携）、②「教員組織の再構築」、③「大学附属事務所の設置」の3つのプロジェクトが設置されており、本法科大学院からそれぞれ2、3名の教員が参画している。

現時点で、この検討結果はほぼまとまっており、法人として3月中に具体的な方針を決定する予定である。今後具体的な方針が決定されたのちは、同会議の方針がいかに関現できているかという点を踏まえた自己点検・評価を行う予定である。

【点検・評価(長所と問題点)】

9-5 特色ある取組みについては、本法科大学院の現況を大学全体として深刻に受け止め、かつ、本法科大学院のみによる取り組みではこれに対応できないとの判断から、「法科大学院再生会議」及びその傘下にプロジェクトチームが設置された。そこにおいては、本法科大学院構成員以外の委員から、より客観的かつ厳しい評価が行われ、今後の改善策に生かしていくべき提案も多くあったと評価している。

【将来への取組み・まとめ】

9-5 特色ある取組みについては、「法科大学院再生会議」傘下のプロジェクトチームにおいては、法曹養成にかかる総合的な施策の企画・立案機能を担う組織として、本法科大学院の全構成員と法学部・法学研究科執行部から成る「法曹養成教育推進会議（仮称）」の設置が提案されている。その会議において企画・立案される事項については、本法科大学院の「教育推進委員会」等が、具体策を検討して実施することが求められる。これらは法科大学院の再生に向けた全学的な取り組みとして、重要なものと位置づけており、改革の具体的成果について検証を行う必要がある。そのために、本学独自の点検・評価項目を新たに設定し、これに基づき点検・評価を行う方針である。

10 情報公開・説明責任

【現状の説明】

10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、パンフレット「関西大学法科大学院－法曹の新世界へ」を発行し、事務室での無料配布、希望者への郵送配布のほか、進学説明会などにおいて提供してきた。その内容は、①設置主体、②教育理念、③授業科目と教育方法・内容、④教員スタッフ、⑤施設・設備、⑥司法試験合格者数実績、⑦入学者選抜の各項目、⑧在学生、OB・OGの声、⑨時間割モデルの他、施設・設備や授業風景などの写真も多数掲載し、本法科大学院の概要を的確に把握できるように記述している。

また、ウェブサイト (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/>) を開設し、教育内容・スタッフ、施設・設備、入学試験、授業料・奨学金、収容定員・在籍者数、司法試験の合格実績及びQ&Aなどの情報提供を行い、講演会や公開講座、入試問題やその解説などのタイムリーな情報は、トピックス欄で随時更新している。

シラバス、到達目標は、関西大学シラバスシステムにおいて公開している。

(<http://jmss3.jm.kansai-u.ac.jp/search/Controller>)

入学者選抜、修了年限、学費及び奨学金等の学生支援制度についての詳細は「関西大学法科大学院学生募集要項」に記載しており、また、入学前事前指導に関する情報や配布資料は、ウェブサイトにファイルをアップロードし、参加できなかった者もアクセスして入手できる。

さらに、学生募集要項・パンフレットをPDFファイルでアップロードして、ウェブ上で内容を把握できるようにしている。「大学院紹介Movie」もアップロードすることによりビジュアルに内容を理解できるように、コンテンツの充実を図っている。

(<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/about/info.html#ANCHOR3>)

10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、組織・運営と諸活動に関する基礎データ、自己点検・評価報告書、講義要項（シラバス）等をウェブサイト公開し、適切に対応しており、情報公開のあり方等についてはその都度、執行部及び教授会で検討している。なお、情報公開に関する規程の整備については、全学的な取り組みとして検討が進められている。

また、**10-3 情報公開の説明責任としての適切性**についても、本法科大学院の活動状況等の現状を知るのに必要な情報は、上記のような各種媒体を通じて適宜提供されており、説明責任の役割も適切に果たしていると考えられる。

10-4 特色ある取り組みについては、情報提供として本法科大学院ウェブサイト、「数字で見る法科大学院」(<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/about/keyword.html>)として、志願者・合格者・入学者数、学生1人に対する教員数比率、司法試験の合格実績等の情報を公開し、受験生が他大学の法科大学院と比較するうえでも、本法科大学院が社会的説明責任を果たすうえでも、必要な情報の公開に努めている。

終章

本報告書は、平成 24 年 5 月 1 日を基準時点とした関西大学法科大学院の現状と将来の課題を述べたものである。

今回の自己点検評価を通じて、本法科大学院が評価の視点レベルⅠの法令遵守に関する事項についていずれもその基準を充足していることが確認できた。とりわけ前回の認証評価において重大な問題点が指摘された「2 教育の内容・方法・成果等」の教育課程の編成（2-3、2-4）、授業を行う学生数（2-30）、成績評価及び修了認定の基準の明示（2-33）について十分な改善がなされたと考えている。また、レベルⅡについても、この間、学習相談体制の整備によって本法科大学院の長所として位置付けられるに至ったと考えている。

ただ、自己点検評価の過程で、本法科大学院には今後改善すべき課題がみえてきたことも事実である。

まず、**1 教育の理念・目標**については、関西大学の法曹養成の伝統を踏まえた教育理念をより明確にし、学生に伝えていく必要がある。**2 教育の内容・方法・成果等**に関しては、この間、もっとも多くの改善がなされてきたところと自負してはいるが、FD活動の成果を教育方法の改善につなげていく方法について、依然として各教員の個人的実践の問題にされてしまっている問題が必ずしも克服されておらず、現在、「FD委員会」で検討されている改善の取り組みを見守りつつ、各教員の優れた実践の情報も共有しつつ、他大学の取り組みも吸収して一層の改善をはかりたい。また、教育効果の測定の仕組みの整備も取り組みが遅れている領域であり、現在、「FD委員会」と「教育推進委員会」の合同チームにより具体的な検討がなされている。**3 教員組織**に関しては、学生定員の削減にともなって教員定数の削減も求められているが、そうした状況においても、法科大学院にふさわしいレベルの教育をなしうる体制を維持していくように努める。

4 学生の受け入れに関しても、入試方法の多様化などこの間多くの創意工夫と改善を重ねてきた。法科大学院進学希望者の減少により、さらに入学者の量と質を維持することに困難が生ずるであろうが、学部生への働きかけを強めるなど、法科大学院志願者の開拓にも努めたい。**5 学生生活の支援**に関しては、奨学金制度の充実によって物質的条件を整えるとともに、OBによるメンター制を導入し、勉学と生活の両面においてきめ細かいサポートができる体制を整備した。今後は、専任教員とアカデミック・アドバイザー、ティーチング・アシスタント、そしてメンターが有機的に学生のサポートを行いうる体制を整

備する必要があると思われる。

法科大学院をめぐる危機的状況は急速に深刻度を増しており、状況の変化に対応するためには、一瞬たりとも立ち止まっていられないのが現実である。本報告書をまとめる過程で発見された問題点や改善の方向については、実現できるものから着手していく予定である。

関西大学大学院法務研究科 自己点検・評価委員会